

《論 説》

フランス政教分離法の性格

小 泉 洋 一

序

1905年に制定されたフランスの政教分離法は、国家のライシテの原則を法制化した法律である。2005年でこの法律は制定100周年を迎えることになる。ライシテは政教分離法制定時のみならず、その後も絶えず激しい論議を呼んできた原則である。そのような状況にあって、政教分離法はいくつか改正を受けてきたが、その原則規定は存続してきた。

ところで、政教分離法がどのようにして制定され、また制定後どのように適用され、どのように改正されたかは、わが国においてすでに知られている⁽¹⁾。本稿はこの領域に関する先行研究を参照しながらも新たな検討を加えつつ、この区切りの時点に立って、政教分離法がその制定時から持ってきた独自の性格を探りだすことを課題とする。

この課題にとりくむためには、まず政教分離法に関する先行研究の成果を検証し直すことがやはり必要不可欠である。そこで、その制定の背景となっ

(1) 石原司「急進派とその政治行動——反教権主義と非宗教化＝世俗化政策を中心として」山本桂一編『フランス第三共和政の研究』(有信堂, 1966) 1頁以下、大石眞『憲法と宗教制度』(有斐閣, 1996)、小泉洋一『政教分離と宗教的自由——フランスのライシテ——』(法律文化社, 1998) など。

論 説

た政教関係，提出された諸法案，法案審議および成立した法律の内容という観点から，法律がどう制定されたかを見直すことにする（第1節）。次に，制定後，法律がどう適用されたかも含め，政教分離法をめぐる状況が制定時から今日までどのように展開していったかも再び分析したい（第2節）。最後に，こうした作業を踏まえて，政教分離法がその制定時から今日にかけて有してきた性格を究明することにしよう。

わが国に目を転じると，1945年にいわゆる神道指令により政教分離が行われてから60年になる。国家神道が神権天皇制の精神的支柱とされてきたのちに断行されたわが国における国家の非宗教化は，政教間の抗争もなく大きな抵抗もなく行われたようにみえる。だが，にもかかわらず今日まで日本国憲法の政教分離の原則をめぐる論議は絶えない。本稿はわが国の状況を切り離してフランスの政教分離のみを扱うが，本稿の研究は，わが国における政教分離の展開を振り返るうえでも何らかの意義を持ちうるであろう。

第1節 政教分離法の制定

1 法案提出前の政教関係

(1) コンコルダ制度

政教分離法案が議会に提出される時点での政教制度の大枠は，フランスとヴァチカンとの間で1801年に締結されたコンコルダ（政教協約（concordat））により定められた⁽²⁾。そのため，このときの政教制度はコンコルダ制度と呼ばれる。もっとも，この制度の詳細は，コンコルダの翌年，共和暦10年ジェルミナル18日の法律によりそれに付加された組織条項（articles organiques）により規定された。このコンコルダと組織条項により規定されていたのは，

(2) 以下，井田洋子「フランスにおける国家と教会——特にコンコルダ（政教条約）制度を中心として——」経営と経済68巻4号（1989）189頁以下，小泉・前掲注（1）11-18頁など参照。

カトリック、プロテスタントおよびユダヤ教を公認する公認宗教制度であった。この制度において、政府は、公認宗教の聖職者の任命権を持つなど教会の組織と活動を統制した反面、公認宗教は国から財政支援等の優遇を受けていた。

コンコルダ制度は19世紀の間存続した。しかしその間、政教関係は常に平穏であったわけではない。むしろ、公認宗教の中で圧倒的に有力であったカトリック勢力と世俗勢力との間で、コンコルダをわが側に有利にしようとする抗争が、とくに教育の領域で行われた。この抗争が教権主義 (cléricalisme) と反教権主義 (anticléricalisme) との対立にほかならない。教権主義とは、カトリック教会または聖職者が宗教領域外、とくに政治領域に介入することに好意的な立場のことである。他方、これに異議を唱え宗教を公的領域から排除することを求めるのが、反教権主義であった。

この教権主義と反教権主義との抗争のなか、カトリック教会を優遇する政策をとった復古王制、反教権主義的な七月王制、社会主義の防波堤としてカトリック教会に好意的な第二共和制と第二帝制を経た。そして、第三共和制の初めには、カトリックの聖職者とくに修道士が教育をほぼ完全に支配するようになった。また、それとともに社会福祉等の分野で活動するカトリック修道会の数も著しく増加した。しかもその修道会が莫大な蓄財をしていると見られた。実際、カトリックは政治の面で反共和主義の立場をとってきた。

(2) 反教権主義闘争

第三共和制成立の当初、カトリック勢力は政権を握った王党派につながることにより、カトリックがさらに力を伸ばしていた。これに対し、共和派が1870年代終わりに政権を掌握したのち、まず穏健共和派が中心となって、共和制を安定させるために、カトリック勢力への反教権主義の闘争を着手した。こうして彼らが断行したのが、コンコルダ制度を維持したままでの国家の非宗教化政策である。そのもっとも重要な成果が「教育のライセンス」であ

論 説

る。これは、宗教教育を公教育から排除した1882年3月28日の法律（フェリー法）、および同様に聖職者教員を排除した1886年10月30日の法律（ゴブレ法）により行われた。⁽³⁾これにより、前述のようにそれまで教育界で大きな権力を握ってきたカトリック勢力とくに修道会が大きな打撃を受けたことはいうまでもない。

このほかにも、次の多くの立法に非宗教化政策の成果を見ることができるとともに宗教的に中立化した1881年11月14日の法律等。離婚を禁止した法律を廃止した1884年7月27日の法律。1875年7月16日の法律（第三共和制の憲法的法律の1つ）1条3項に規定されていた議会開会時の公的祈禱を廃止した1884年8月14日の法律。神学生に認められていた兵役免除を廃止した1889年7月15日の法律。儀仗礼から宗教儀式を切り離した1883年3月28日のデクレ。このように共和派が推進した非宗教化政策は多面にわたっていた。

こうした反教権主義闘争は1890年代にいったん収まった。そのころカトリック教会が、「巧妙なまた妥協的な教皇」⁽⁴⁾といわれた教皇レオ13世（在位1878～1903）のもとで、共和制容認の立場（ラリマン）に転じたためである。ところが、1890年代末に共和派による反教権主義闘争が再び始まった。しかもこの闘争は1880年代よりもずっと激しいものとなった。そのきっかけとなったのはいわゆるドレフュス事件である。この事件をめぐる国論を二分する論争において、カトリックとくにアソンプシオン会の修道士が反共和派の

(3) このような教育のライシテは、共和制の下での国民統合を目的とした。今野健一「フランス公教育制度の史的形成における自由と国家（6）—公教育編成原理における『教育の自由』と『教育による統合』の位相—」山形大学法政論叢12号（1998）109—115頁。

(4) ラトレイユ＝シグフリート（仙石政夫・波木居齊二訳）『国家と宗教——カトリシズムとプロテスタンティズム——』（岩波書店、1958）111頁。

立場で組織的に政治介入を行った。これが、この時期、急進派が中心となっていた共和派によるカトリック勢力に対する闘争を再燃させる原因となった。

(3) 修道会規制

(a)敵視と規制 このようにして始まった急進派による反教権主義闘争において、修道会が攻撃の第一の標的となった。これは、修道会がドレフェス事件後の反共和派の中心勢力とみられたこと、さらに修道士が教育の現場で依然として力を保ったことからみて、当然であった。しかも、修道会はもともとリベラルな共和主義の見地から敵視されやすい性格を備えていた。修道会がしばしば外国により指導された結社であり、構成員に対して全人格的な絶対服従を要求するからであった。実際、フランスで大革命の時からしばしば反修道会政策がとられてきたという事実は、そうした修道会への敵視を示すものにはかならない。⁽⁵⁾

ところで、1900年代に反教権主義の闘争としてきわめて厳しい修道会規制が行われた。その経緯を概観すれば次のとおりである。

(b)結社法修道会条項 1899年、急進派を中心に穏健共和派から社会主義派までを含んだ左翼ブロックがピエール・ワルデック＝ルソー (Pierre Waldeck-Rousseau) を首相とするいわゆる「共和制防衛内閣」を成立させた。1901年に、ワルデック＝ルソー内閣は、結社法 (1901年7月1日の法律) を制定させた。この法律は、一方では結社の自由を確立したが、他方で修道会を厳しい規制のもとにおいた。その規制には、修道会設立の法律による許可制 (結社法13条)、無許可修道会による教育活動の禁止 (同14条)、無許可で修道会を設立する行為に対する処罰 (同16条) が含まれた。

(5) 斎藤千加子『行政争訟と行政裁判権』(成文堂, 2004) 256頁以下, 小泉・前掲注(1) 327-330頁。

論 説

これらの修道会条項の実施を委ねられたのは、ワルデック＝ルソー内閣に続くコンブ内閣である。首相兼宗教相のエミール・コンブ (Emile Combes) は、神学者としての経歴も持ちながらも、イギリスの歴史家に次のように評されるほど、過激なほどの反教権主義の闘士であった。コンブは、「聖職者の政治介入に反対して猛烈に戦い、これを最後に、永久にカトリックとの勘定をつけることを、『異端審問官』の熱意をもって決意していた」⁽⁶⁾。

このような姿勢で修道会に対するコンブは、前述の結社法規定をこのうえもなく厳格に適用した。コンブ内閣は、無許可修道会の学校の閉鎖および無許可修道会の閉鎖を命じたうえで、修道会設立の許可申請をすべて一括して却下し、無許可修道会に解散を余儀なくさせたのである (1903年3月－6月)。これは、各地で宗教戦争的様相を見せながら、多数の修道士と修道女の追放を導くことになった⁽⁷⁾。

(c)修道会規制法　　コンブ内閣はこれにとどまらなかった。コンブは許可修道会にあらゆる教育活動を禁止した1904年7月7日の法律 (修道会規制法) も制定させたのである。結社法の修道会条項では規制を免れていた結社法制定前に設立許可を受けていた修道会も、修道会規制法により厳しい法規制を受けるようになった。

以上のような結社法の修道会条項および修道会規制法は、リベラルな結社法の一般制度とは完全に切断された全く異なる制度である。それらの諸規定が「共和国に反する法律」⁽⁸⁾といわれるほどである。こうなった理由は、修道会に関する法が、多分に反宗教的ニュアンスももつ熾烈な反教権主義闘争の

(6) ウィリアム・シャイラー (井上勇訳) 『フランス第3共和制の興亡1——1940年＝フランス没落の探求』(東京創元社, 1971) 75頁。

(7) 参照, 谷川稔『十字架と三色旗 もうひとつの近代フランス』(山川出版社, 1997) 202-219頁。

(8) Jean-Pierre Machelon, *La République contre les libertés ?*, Presse de la Fondation nationale des sciences politiques, 1976, pp.352 et suiv..

所産であったことにある。そして、後述の政教分離法案の提出も、このような激しい闘争の文脈になかにある。

(4) ヴァチカンとの外交関係断絶

修道会への反教権主義闘争に並行して、コンブ内閣はヴァチカンとの対立を強め、その結果フランスとヴァチカンとの外交関係を断絶するに至った。断絶は、1903年から翌年にかけてフランス政府と教皇庁との間で起こった偶然のできごとが契機となった。それは主として次の2つである。⁽⁹⁾

第1は、フランス大統領のイタリア王国への訪問に対する教皇ピウス10世（在位1903～1914）による抗議である。1904年4月にフランス大統領のエミール・ルベ（Emile Loubet）が元首としてイタリア王国を公式訪問した。これが教皇を憤らせた。というのは、当時、ヴァチカンはイタリアと対立していたからである。そのため、前任のレオ13世ほど巧みな外交術を知らないピウス10世は、激しい言葉でフランスを非難する文書を各国に発するという異例の抗議を行った。コンブ内閣は、これをフランスへの干渉と受け取り、それに反発して5月21日に駐ヴァチカン・フランス大使を本国に召還した。

第2は、コンコルダに基づく司教の任命をめぐるフランス政府と教皇庁との衝突である。これは司教の任命に関する次のような事情を背景とした。コンコルダによればカトリック教会の司教の任命権を有するのは政府であるが（コンコルダ5条、組織条項18条）、政府による任命の前にヴァチカンが司教候補者を指名したうえで政府と交渉するという慣例が、コンコルダ制度の運用において確立していた。ところが、修道会問題でヴァチカンとの緊張を深めた1903年から、コンブはこの慣例を無視して3名の司教を任命した。

だが、これに対し教皇は、任命された3名の聖職者のうち2名を拒否し、

(9) Cf., Adhémar Esmein, *Eléments de droit constitutionnel français et comparé*, tome II, 7e édition, Sirey, 1921, pp.613-616. 石原・前掲注(1) 97-101頁, 井田・前掲注(2), 223頁なども参照。

論 説

その2名をローマに召還させた。しかも、この召還は、コンブがコンコルダの組織条項20条に基づき問題の2名をフランスから出国させるのを禁止していたにもかかわらず行われた。⁽¹⁰⁾フランス政府はこれをヴァチカン側のコンコルダの重大な違反として、1904年7月29日に外交関係を絶った。続いてヴァチカンも翌30日にパリの大使館を閉鎖し、これですべての外交関係が断絶した。⁽¹¹⁾

実は、政教分離法案が提出され、本格的にそれが審議され始めたのは、このようなヴァチカンとの外交関係の断絶に前後してである。したがって、政教分離法案が審議されたのは、非宗教化政策というよりはむしろ反教会政策の乱暴かつ徹底的な遂行のさなかであり、また反教権主義闘争の雰囲気が高まらなかに最高潮に達していたときにおいてである。

2 政教分離法案

(1) 諸法案

コンブ内閣による激しい反教権主義闘争に並行して、政教分離を求める諸々の法律案が次々と議会に提出されるようになった。最初、法案提出は議員によるものでしかなかったが、それは、法案審議の委員会が法案を作成し、また内閣も法案を提出するという動きにつながった。後述の委員会案が提出されるまでの議員提出法案は8件である。各々の主要内容と特徴は次のとおりである。⁽¹²⁾

(10) 組織条項20条の法文は次のとおり。「司教はその司教区に居住する義務を負う。司教が〔政府の〕許しがある場合にのみ司教区を出ることができる」。

(11) L. V. Méjan, *La Séparation des Eglises et de l'Etat : l'œuvre de Louis Méjan*, Presse universitaire de France, 1959, p.42-44.

(12) 以下、千々石義信氏の丹念な研究、ブリアン報告書およびメジャンの著書による。千々石「フランスにおける政教分離制度の成立——一九〇五年法の審議・成立過程を中心として——」関西大学法学論集31巻6号(1982)26頁以下。Aris-

(a)デジャント (Dejeante) 案　これは1902年6月27日にデジャントラ社会主義派議員によって代議院（下院）に提出された法案である。デジャント案は、コンコルダの破棄、修道会の閉鎖およびその財産の国公有化を規定したわずか7カ条の法案である。

(b)ロッシュ (Roche) 案　これは1902年10月20日に急進派のロッシュらにより下院に提出された法案である。7カ条のみの手短なロッシュ案は、コンコルダの破棄および宗教予算の廃止等を定めたにすぎないものである。

(c)プレサンセ (Préssensé) 案　この法案は、プロテスタント牧師の息子で社会主義派議員のプレサンセと56名の下院議員（その多数も社会主義派）により1903年4月3日に提出された。提案者のリストには、政教分離法案を審議した委員会の委員長、副委員長および報告者となる者の名が含まれる。プレサンセ案は98カ条と多くの規定を含むばかりか、同案には諸外国の政教制度の検討も含む詳細な提案理由書も付されていた。この案は、コンコルダの破棄に限らず、次のような政教分離に関わる諸事項を網羅的に規定した。宗教的自由の保障、分離に伴う経過措置、教会財産、礼拝用建物の扱い、分離後の宗教結社、宗教的行為の規制、分離による宗教的特権の廃止、墓地、葬儀といったものがそれであり、その対象は成立した政教分離法よりもはるかに広い。なお、この案では、分離後の宗教結社が結社法の一般の社団に基づく社団または公益社団とされるが、社団に対する規制が多いという特徴がある。

プレサンセ案は後の委員会案に——したがって政教分離法にも——大きな影響を与えた。事実、後述のブリアン報告が、プレサンセ案を「知見に富み

tide Briand, *La Séparation des Eglises et de l'Etat, Rapport fait au nom de la Commission de la Chambre des députés, suivi des pièces annexes*, Edouard Cornély et Cie Editions, 1905, pp.221-231; Méjan, *supra* note 11, pp.100-125. なお8法案のほかに上院に提出された法案もあった。 *Ibid.*, p. 113.

論 説

良心的に考察された」ものと称賛しつつ、委員会の作業に有益であったことを明記していた。⁽¹³⁾

(d)ユバール (Huard) 案　これは1903年5月20日に急進派のユバールが単独で下院に提出した10カ条からなる法案である。ユバール案の特徴は、分離後、礼拝用建物を管理するとともに、それを福祉・教育団体の集会にも利用させることができるとする地方公共団体の社会教育委員会の制度を構想した点にある。

(e)フルーランス (Flourens) 案　フルーランス案は1903年6月9日にフルーランス議員単独で下院に提出された。同案も10カ条のみであるが、宗教的自由保障規定もそこにはある。分離後の宗教結社が福祉活動を行えるとした点、および聖職者に対する国の給与支給の禁止を強調した点が、この案の特徴である。⁽¹⁴⁾

(f)レヴェイヨ (Réveillaud) 案　これは1903年6月25日にプロテスタントのレヴェイヨ議員らにより提出された法案である。⁽¹⁵⁾レヴェイヨ案は37カ条からなり、法案で扱われる事項がプレサンセ案よりも限定的であるが、その大枠はプレサンセ案に類似する。ただし、レヴェイヨ案は、分離後の宗教結社を結社法に基づく一般の社団とするなど、全般的にプレサンセ案よりリベラルである。なお技術的な点であるが、レヴェイヨ案における結社の準備金の限度額における規定は、後の委員会案に採用された。

(g)グロジャンとベルトゥラ (Gros jean et Berthelat) 案　これはグロジャンら2名の議員が1903年6月28日に提出した法案である。この案は、コンコ

(13) Briand, *supra*, note 12, p.225.

(14) フルーランスは1904年3月7日に第2法案も提出した。Méjan, *supra*, note 11, p.110.

(15) メジャンによれば、レヴェイヨ案が多数のプロテスタントの見解を表していたとされる。Méjan, *supra*, note 11, p.115.

ルダの破棄と聖職者への給与支給禁止を定めながらも、教会の自由と特権を維持しようとする意図が諸法案のうちでもっとも強くみられる法案である。そうした面は、法案が分離後の宗教結社が国公有の礼拝用建物をも無償使用できるようにし、また経過措置として勤続10年以上の聖職者には給与を保障したことなどに見ることができる。

(h)セナック (Sénac) 案 この法案の提出は、他のものより遅く後述のコンブ案提出後の1905年1月31日であった。セナック案では、コンコルダの破棄、宗教予算の廃止が明示されたが、聖職者の給与等では暫定的に現状を維持された。

(i)諸法案の比較 以上のように、諸法案はコンコルダの破棄(政教分離)で一致したが、各法案の間では異なる点も多かった。その差異は、主として、法案が後述する委員会設置など議会における政教分離に関する審議のどの段階で提出されたかに関わる。それとともに、法案の差異が提案者の政教分離に対する姿勢の差を反映していたものであることも確かである。

一方では、政教分離において、宗教的自由の保障など教会や聖職者の利益を図ることに重点をおく提案者がいたが(グロジャンとベルトゥラ案がその典型)、他方で、別の提案者は宗教の規制・抑圧を政教分離の主眼としていたのである(デジャント案、ロッシュ案)。また、多くの提案者が、政教分離とコンコルダの破棄のみを考えるのではなく、分離後に教会がとるべき宗教結社の法的形態や教会財産の扱い等かなり具体的なことを考察していた点も、注目される。

(2) 下院委員会の設置

1902年10月20日に、政教分離を意図した2法案(デジャント案とロッシュ案)が下院に出そろったとき、レヴェイヨが1つの動議を出し、これが可決された。それは、「教会と国家の分離およびコンコルダの破棄に関するすべての提案」を検討する委員会を下院に設置するというものであった。これに

論 説

に基づき、1903年6月18日に、「教会と国家の分離およびコンコルダの破棄に関する委員会」(以下「委員会」という)が組織された。⁽¹⁶⁾ 委員会は33名の委員からなり、急進派のフェルディナン・ビュイツソン (Ferdinand Buisson) を委員長とし、当時、新米議員であった社会主義派アリスティド・ブリアン (Aristide Briand) を報告者 (rapporteur) とした。

委員会の発足時から、委員会のなかで政教分離への賛否がはっきりしていた。このため、委員会での討議が感情的な対立のため十分に行えないとも予想された。⁽¹⁷⁾ だが実際にはそうはならず、委員会が政教分離賛成派と反対派の妥協のうちに有意義な審議を行ったといわれる。

もっとも委員会では賛成する者が多数であったため、⁽¹⁸⁾ 政教分離に賛成する方向で審議を進める方針がすんなりと決まった。それは、強硬な反教権主義をとるモーリス・アラール (Maurice Allard) およびヴァイヤン (Vaillant) の提案どおり委員会が行った次の決定に示される。「委員会は、教会と国家の分離を行い、コンコルダを非難し、コンコルダに代わるべき制度に関する委員会に付託された諸法案の検討を始めることには理由があると決定する」。⁽¹⁹⁾

(3) 下院委員会の審議

前述の方針に従い、委員会は、すでに提出されていたデジャント案とロッシュ案を検討することから審議を始めた。そのうち他の法案も提出されたため、結局、委員会は前述のセナック案を除くすべての法案を検討することになった。

(16) 石原・前掲注(1) 106頁では委員会発足が1902年6月となっているが、それは誤りと思われる。

(17) ビュイツソン委員長もこのような悲観的な懸念を表明していたという。Briand, *supra*, note 12, p.222.

(18) 委員会の構成員のうち17名の委員は分離に賛成し、15名はそれに反対で、1名は国民投票を条件として賛成を表明していた。Méjan, *supra*, note 11, p.98.

(19) Méjan, *supra*, note 11, p.98.

各法案の検討の結果、委員会は、どの法案も委員会の意向に十分に沿うものではないと判断し、下院に提出する法案を委員会自らが作成するという方針を固めた。⁽²⁰⁾そこで委員会は、ブリアンによりまとめられた論点の整理に基づき討議を進めた。その論点は、法案に修道会に関する規定を入れるかどうか、政教分離を他の一般法と同様に考えるか、または教会と国家のための特別な法として考えるか、宗教結社の連合体を認めるかどうか、など5点であった。委員会は審議の結果これらの点について以下の結論を出した。①法案は修道会を扱わない、②分離制度は「一般法における最大の自由によりつつ確立されなければならない」、③宗教結社の地方と全国での連合体を認める。もっとも他の論点については、委員会の合意を得られなかった。

そこで、ブリアンは委員会の求めに従い以後の討議の基礎となる草案を作成し、1903年10月8日にこれを委員会に提出した。この草案は委員会での審議を経る中で修正され、それが1904年7月6日に委員会で採択された（この採択された法案を以下「委員会原案」と言う）。委員会原案は6章40カ条からな⁽²¹⁾った。

1章は、政教分離法とほぼ同じく、宗教的自由の保障および宗教への公金支出の禁止・宗教教師の公認の禁止という原則を宣言した。2章・3章・4章では、分離前に教会財産を管理した公法人である「宗教公施設法人」(établissement public du culte)の有する財産を後述の「宗教社団」(association cultuelle)⁽²²⁾に移転するとともに、宗教社団が国公有の礼拝用建物を使用するという、政教分離法において採用された宗教結社制度の大枠がすでに明らかになっていた。5章は「宗教の警察」(宗教的行為の規制)を定めた。

(20) Briand, *supra*, note 12, p.232.

(21) *Ibid.*, pp. 234-243.

(22) 政教分離法12条は、コンコルダ以前に建設された教会堂などの礼拝用建物を国または地方公共団体の所有とした。この点は後述。

論 説

以上にみた点では、委員会原案は成立した政教分離法と基本的に同じであった。だが委員会原案が政教分離法と異なる点があった。それは、委員会案が、6章で前述のプレサンセ案に倣い宗教的象徴物と墓地を詳細に規定したことである。また、委員会案ではコンコルダの破棄に関する規定も明確かつ詳細であった。さらに、国公有の礼拝用建物の使用に関してもかなり細かい点であるが違いがあった。それは、委員会原案で規定された建物の使用は、政教分離法において最終的に採用されることになる無期限の無償使用ではなく、建物の有料の賃貸借で、それも分離後10年間の期限付きであったことである。

以上のように、委員会原案が、宗教の公認の禁止などで分離の原則を明確にしながらも、宗教の抑圧ではなく宗教的自由の保障を指向しながら分離を考えたことは、明らかである。この点とともに、委員会原案も、他のいくつかの法案と同様に、分離後の宗教結社のあり方および礼拝用建物の扱い方にかなりの重要性を与えたことに注意すべきである。

(4) コンブ案

委員会が委員会原案を基に法案を下院に提出するのを目前にした1904年11月10日に、突如、コンブ内閣が政教分離法案（以下「コンブ案」と言う）を下院に提出した。コンブ案は4章25カ条からな⁽²³⁾った。

この案と委員会原案との差は大きかった。

まず、次の点で委員会原案と比べ宗教への規制色が強かった。第1に、コンブ案では、委員会原案1章に見られた宗教的自由と分離に関する原則が規定されていなかった。したがって、コンブ案では宗教的自由の保障が明確ではなかった。第2に、宗教的行為の規制について、聖職者の処罰規定が多いなどの点でコンブ案はずっと厳格であった。第3に、宗教結社に関しても、

(23) Briand, *supra*, note 12, pp.243–250.

コンブ案はその連合体を組織する権利等の点で委員会原案より制限的であった。

さらに、コンブ案は国公有の礼拝用建物の取り扱いについても委員会原案とは異なっていた。すなわち、委員会原案では礼拝用建物の宗教結社による10年間だけの使用しか認められていなかったが、コンブ案は更新可能な10年間の使用を規定し、結果的には無期限の使用を可能にしていたのである。これは細かい点であるが、この点に関するコンブ案へのブリアンの批判は、後述のように興味深い⁽²⁴⁾。

ところで、このようなコンブ案は、委員会で採用されたりベラルな分離の路線とは一致しないものであった。そのため委員会はコンブ案に激しく抵抗する動きを示し、ブリアンも報告書のなかでコンブ案に詳細な検討を加えた上で強くこれを批判した⁽²⁵⁾。そこで、コンブ案を委員会原案に近づけるように修正することを条件にして、委員会はコンブ案の審議に着手することになった。この方針に基づきコンブと交渉したブリアンは、コンブに大幅な譲歩を迫った。コンブもそれに応じる姿勢を示した。ところが、この交渉が政府と委員会との最終的な合意に至らなかった。コンブ内閣が、1905年1月に突然、宗教政策とは無関係な理由で総辞職したからである。

このようにしてコンブ案は事実上廃案となった。もっとも、コンブ案で採用された法案の規定のしかたについては、それ以降の法案で踏襲された点もあった。それは次の2点である。①コンコルダの破棄を宣言する規定およびそれに関する詳細な規定を置かず、分離に伴い廃止される法令を列挙する規定ですませること。②墓地に関する規定をはずし、宗教的象徴物の規制も簡

(24) 参照、本稿26頁。

(25) *Ibid.*, pp.250-255. なお、この批判は、委員会案が政府法案より優れていることを反教権派に説得することを目的とするものとみられた。Méjan, *supra*, note 11, p.130.

論 説

略に「宗教の警察」(後述)のなかで扱うこと。

(5) 政府案

コンブ内閣を継いだルーヴィエ (Rouvier) 内閣が行った最初の仕事は、コンブ案に代わる新しい政府提出法案(以下「政府案」と言う)を下院に提出することであった。政府案を作成したのは公教育・宗教相のビヤンヴニユ＝マルタン (Bienvenu-Martin)⁽²⁶⁾であり、彼の案が1905年2月9日に提出された。

政府案は6章32カ条からな⁽²⁷⁾った。この法案は、若干の細部で委員会案と異なっていたが⁽²⁸⁾、基本的には委員会原案の骨子を再現したものであった。このため、委員会は、政府と共同して政府案の手直しを行うことによって、最終的な委員会の案を作成した。この法案(以下「委員会案」と言う)は、3月4日に委員会により採択され、下院に提出された。

(6) 委員会案と報告書

(a)委員会案 委員会案は6章37カ条からな⁽²⁹⁾った。この法案は、1章で宗教的自由の保障と宗教の公認禁止という「原則」を掲げた後、2章から4章で礼拝用建物と宗教結社を、5章で「宗教の警察」(後述)を規定し、6章で分離に伴う経過措置を規定していた。委員会案のこのような体裁が成立した政教分離法と全く同じばかりか、内容的にも委員会案は大枠において政教分離法と同じとみてよい。

委員会案には委員会の詳細な報告書が付された。報告書を執筆したのはも

(26) このため政府案はビヤンヴニユ＝マルタン案とも呼ばれる。Méjan, *supra*, note 11, p.140.

(27) Briand, *supra*, note 12, pp.255–262.

(28) 委員会原案は、宗教的自由の保障の宣言の次に共和国による宗教教師の公認禁止を定めていたが、政府案では、その順序が逆で、しかも宗教の公認禁止となっていたことなど。

(29) Briand, *supra*, note 12, pp.353–362.

ちろんブリアンである。彼は、「フランスにおいて現在のコンコルダ制度の由来する、国内の諸問題への可能な唯一の解決策が教会と国家の公正で完全な分離にあることを証明すること」を報告書の目的と掲げた。⁽³⁰⁾

もっとも、ブリアンはこのように完全な政教分離が必要と主張したものの、その分離は、報告書において教会の宗教的自由を尊重するリベラルな分離として描かれていた。このため、ブリアンの報告書は議員の間に大きな驚きをもたらしたという。報告書は、ブリアンの身内である左翼のうちのある者には、「何らかの不信少なくとも慎重な態度」で受け取られた。逆にカトリックの側に立つ右翼議員には、それが「寛容さらに共感」をもって受け入れられたのである。⁽³¹⁾

(b)報告書の概略 報告書は短い序論に続く6章の本文と結論からなる。各章の概略だけを見ると次のとおりである。

1章から3章では、それぞれカトリック、プロテスタント、ユダヤ教をめぐるフランスの政教関係の歴史とその歴史が扱われる。カトリックに関する記述は特に詳細である。

4章は外国の立法を検討する。報告書は、政教関係を、神権政治かそれに準ずるもの、宗教的自由が保障されるが公的な特定宗教が存在するもの、政教分離という3段階に分けたうえで、それぞれを分析する姿勢をとった。ただ、報告書は、政教分離を採るとされるアメリカ、メキシコ等の立法を詳しく記述した。これは政教分離を理由づけようとするブリアンの立場からみると当然のことであるが、フランスの政教分離法案にアメリカの政教分離のあり方が参照されているようにみえることは、興味深い。

もう一つ興味深いことに、報告書は政教分離の正当性を説く文脈で当時の

(30) *Ibid.*, p. 3.

(31) Méjan, *supra*, note 11, p.87.

論 説

日本の政教関係も言及していた⁽³²⁾。「日本では、過去30年間で国教を樹立しようとする試みがなされ、それが頓挫したことを確認することは、関心をそそられる。宗教省が廃止され⁽³³⁾、内務省の2局が宗務を担当した⁽³⁴⁾。さまざまな宗教（仏教、神道、キリスト教）の平等と自由が宣言された。教会と国家の完全な分離には多くの支持者がいるし、5年前、日本議会の一部はこの改革に賛成した⁽³⁵⁾」。このように日本の状況までも参照して、ブリアンは、外国の立法の検討から次の結論を導いた。「宗教領域と世俗領域の完全な分離がすべての文明国家の政治が向かおうとするところである」。

さらに、報告書は、5章で前述の政教分離をめざす諸々の法案の分析を行い、6章では、委員会案の各条の趣旨を説明した。その説明のうちいくつかは本稿で後に参照することになる。

3 下院審議における政教分離法

(1) 審議の経過

委員会案は次のような審議経過をたどる。

まず、下院の審議は1905年3月21日に始まり、7月3日の議決まで48回の審議が重ねられた。この審議においても、ブリアンは社会主義派のジャン・ジョレス（Jean Jaurès）らとともに、法案成立に向けめざましい活躍をした。

逐条審議に入る4月8日まで、下院は法案の一般討議を行った。ここで論

(32) Briand, *supra*, note 12, p.219.

(33) 1877（明治10）年の教部省廃止を指す。

(34) 神社局と宗教局を指す。

(35) ここでいう「5年前」の「改革」は、1900（明治33）年に内務省社寺局が神社局と宗教局に分割されたことを指すものと思われる。実は、この「改革」は国家神道の確立をめざしたものであった。この点を見落としたブリアンの評価には問題がある。

戦が交わされたのは、委員会案に対して提案された4件の先決動議についてである。この先決動議は、審議開始を1906年の総選挙後に延ばすことを求めるジョルジュ・ベリー (Georges Berry) の提案⁽³⁶⁾、分離前にカトリック教会と協議すべしという神父ガイロ (abbé Gayraud) 議員の提案等⁽³⁷⁾、審議の先送りを企図したものである。これらは多数派により難なく片付けられた。

だが、逐条審議はかなり難航した。とくに白熱した論議となったのは、後述する政教分離法4条と8条に関する審議である。実は、4条と8条のもとになった委員会案4条と6条が法案審議の中心となった。それは、3ヶ月足らずの逐条審議のうち、4月17日から5月27日という1ヶ月以上が委員会案4条と6条の討議に当てられたことに示される。そして、逐条審議の間に4条と6条を含め委員会案は、多数の重要な修正を受けた。修正の結果44カ条になった法案全体の討議と採決は7月3日に行われた。ここでも法案議決阻止を図った法案反対派から先決動議が出されたが、下院はそれを退け、賛成341票、反対233票で法案を可決した。

次いで、法案は、ヴァレ (Vallé) を委員長とし、マキシム・ルコント (Maxime Lecomte) を報告者とする元老院 (上院) の委員会⁽³⁸⁾で審議されたうえで、そのまま11月9日に上院に提出された。上院はわずか4週間の審議の後、法案を無修正で12月6日に賛成181票、反対102票で可決した。こののち法律は12月9日に大統領の審署を受けた。

このように政教分離法の議会での審議は全体として9ヶ月足らずであった。9ヶ月というのは長い審議であったことは否定できないが、法律の重要

(36) Briand, *La Séparation: Discussion de la loi*, Bibliothèque-Charpentier, 1908, p.19.

(37) Méjan, *supra*, note 11, p.157.

(38) その報告書は次の文献に見ることができる。Maxime Lecomte, *La Séparation des Eglises et de l'Etat : Histoire, principes ; discussions ; commentaires des articles de la loi du 9 décembre 1905*, Librairie Félix Juven, 1906.

論 説

性に照らせばそれはむしろ短かったように見える。⁽³⁹⁾ 審議が速く進んだ理由の1つには、おそらく翌年5月に下院の総選挙が控えていたことがある。ブリアンは、カトリック勢力の介入が予想される総選挙の結果が政教分離法案に厳しいものになることをおそれ、法案審議を急がせたようである。⁽⁴⁰⁾ 事実、彼は報告書の中でも、法案議決を総選挙後まで遅らせることが、ローマ教皇庁を優位に立たせてしまい「共和国をひじょうに屈辱的で危険な状況に置く」と正直に述べていた。⁽⁴¹⁾

以下、細かな点ではあるが法案の重要な修正点を3つだけ立ち入って分析することにしよう。

(2) 4条

(a)規定 政教分離法4条は、公認宗教の教会財産を管理していた公法人(宗教公施設法人)の財産を、政教分離法において宗教法人に相当するものとして定められた「宗教社団」に移転する旨を定めた。⁽⁴²⁾ 委員会案では、宗教社団を、「前記の宗教公施設法人の旧来の区画において礼拝を行うために適法に結成される社団」という文言で示していた。

(b)修正 下院の審議において、この4条をめぐる多くの修正案が出された。一方では教会財産の国有化を意図する反教権派からの修正案もあったが、⁽⁴³⁾ 他方で宗教社団への財産移転の際に関係する教会の意見を聴取することを求める修正案も出された。後者の提案をしたのはカトリックの声を代弁す

(39) Catherine Lecomte, *Fronde parlementaire autour de la loi de Séparation de l'Eglise et de l'Etat*, in Jean-Louis Thireau (sous la direction de), *Le droit entre laïcisation et néo-sacralisation*, PUF, 1997, p.246.

(40) Cf., Méjan, *supra*, note 11, p.205; Lecomte, *supra*, note 39, p.252.

(41) Briand, *supra*, note 12, p.349.

(42) 以下、政教分離法の条文については、小泉・前掲注(1)371頁以下などを参照。

(43) これに対しブリアンは「宗教の除去の案」と強く反対した。Briand, *supra*, note 36, p.110-114.

る右翼議員である。その修正案の背景には、カトリックが、委員会案では、教会から分裂した集団がカトリックの教会財産を受けるのを防ぐことができないことを懸念したためである。しかも、この懸念は、カトリック教会の解体をあからさまに期待する反教権派議員の一部の発言があったので強くなっていた。⁽⁴⁴⁾

こうした事情をふまえ、4月19日に、委員会は、宗教相の同意を得て前述の4条の一節に次の文言を挿入する4条の修正を行った。「(……旧来の区画において、)それが行おうとする宗教の一般組織準則に準拠して、(礼拝を行うため……)」⁽⁴⁵⁾。すぐにわかるように、この修正は、宗教社団に関する教会の自律権を尊重することにより、前述の懸念の解消を図るものであった。

(44) Jean-Marie Mayeur, *La Séparation des Eglises et de l'Etat*, Les éditions ouvrière, 1991, p.50.

(45) この修正をだれが発案したかについては諸説がある。第1に、ジョレスが、数人の右翼議員との裏交渉の結果、この修正案を起草したと考える説がある。Méjan, *supra*, note 11, p.176-177; Mayeur, *supra*, note 43, p.61. 私も前著でこの説に従った。小泉・前掲注(1)20頁。他にこの説を採るものとして、石原・前掲注(1)130頁。第2に、ブリアンが訪問先で同席したカトリック司教と話し合った結果、彼が発案したとする説がある。Georges Suarez, *Briand : Sa vie -son œuvre avec son journal et de nombreux documents inédits*, tome II, Librairie Plon, 1938, pp.46-47; Bernard Oudin, *Aristide Briand : La paix : Une idée neuve en Europe*, Edition Robert Laffont, 1987, pp.133-134. なお、石原・前掲注(1)131頁(注)4はこの見解を示すようにみえる。もう1つ、プレサンセがアメリカの諸州の立法等の調査に基づき修正案を委員会に発案した、とみるイギリスの歴史家の見解がある。Maurice Larkin, *Church and State after the Dreyfus Affair : The Separation Issue in France*, Macmillan, 1974, pp.176. 275 note 11. フランスの最近の研究もこの説を支持する。Jean Baubérot, *Histoire de la laïcité française*, PUF, 2000, pp.4. 88. 第3の説は、政教分離法に対しアメリカ法が影響していたことを示す点で興味深いが、私にはその真偽を検証する能力がない。ただ、プレサンセが委員会案に影響を与えたプレサンセ案を提出するときから、彼が外国立法に関心をもっていたことは確かである。本稿9頁参照。そこから推測する限り、政教分離法の制定過程にアメリカ法の影響が全くなかったとは断定し得ないようである。

論 説

修正された4条は、翌20日から21日にかけて下院で討議され、23日に賛成509票、反対44票と圧倒的多数で可決された。だが討議の際には激しい論議があった。一部の急進派が4条の修正に対し激しく異議を唱えるだけでなく、カトリック・右翼議員も、宗教社団が司教とつながりを持つこととする旨の明確化を強く求めたからである。

(c)ブリアンの姿勢　ブリアンは対立する両派を宥和させる姿勢をとった。

まず、次のように述べて右翼議員を安心させるように努めた。「われわれは、教会分裂を促すためその財産を教会から奪うという考えは決して持たなかった。それは、われわれの考えからはほど遠い不誠実な考えであろう」⁽⁴⁶⁾。

他方で、ブリアンは、最も強硬な反教権主義の立場に立つ議員に反論するとともに、左翼に対し修正への賛成を説得すべく奮闘した。ブリアンの次の発言はそれを示す例である。

あなたがたは、法律を教会に突きつけられたピストルとしたいのか。あなたがたはそうしたとき確かに前進することになるろう。そうして教会があなたがたの法律を受け入れないならば、……教会が共和国に怒りを爆発させるならば、あなたがたは何を言うか、どうするか。空想の追求に乗り出した後、教会にとって、そして国そのものにとって、受け入れられない改革に至るならば、あなたがたの責任はどうかを意識しないのか。⁽⁴⁷⁾

あなたがたは、人心の平穩化を行い、行為の自由と同時にもっとも大きな力を与えることができる大幅な中立性の法律を望むか。そうであれ

(46) Briand, *supra*, note 36, p.120.

(47) *Ibid.*, p.159-160.

ば、この法律が率直で、誠実で妥当であるようにしよう。教会が、新制度を好まない、いかなる重大な理由を見いだすことができないように、そうしよう。というのは、起こりうる最悪なことは、宗教感情をこの国で爆発させることであろうから。⁽⁴⁸⁾

また、この審議の中でブリアンは次のように自由を尊重しながら政教分離を定める姿勢を明らかにしていた。「われわれが改革を考える中立性の精神において教会の運命を定めることが求められるときに、われわれの第一の義務は、教会の自由な組織への侵害となることを何も行わないことにある」⁽⁴⁹⁾。

これが単にその場しのぎのリップサービスではないことは、政教分離法制定後の彼の態度を見ればわかるであろう。

(3) 8条

(a)修正 政教分離法8条(委員会案6条)は、4条で規定された旧公法人の所有に属する教会財産の宗教団体への移転に付随する事項を定める。そのうち、下院審議でもっとも大きな論議を呼んだのは、その移転に関して生じた訴訟をどの裁判所が管轄するかという点であった。

当初の委員会案は、それを司法裁判所としていた。ブリアンは、この点につき、政教分離後、教会財産帰属は、行政裁判所であるコンセイユ・デタの扱う事項ではなくなると説明していた。⁽⁵⁰⁾

この規定に対し修正案を提出したのは、サリヤン(Sarrien)ら28名のもっとも強硬な反教権派議員である。その修正は、教会財産の帰属に関する紛争の管轄をコンセイユ・デタに修正しようとするものであった。しかも、コンセイユ・デタが「あらゆる実際の状況を考慮して」判決する、という当初の

(48) *Ibid.*, p.133.

(49) *Ibid.*, p.116.

(50) Briand, *supra*, note 12, p.280-282.

論 説

案にはなかった文言の付加も提案された。この修正の提案者は、カトリック教会に有利な4条の修正における彼らの敗北を帳消しにすることを意図した。彼らは、司法裁判所ではなくコンセイユ・デタが紛争を管轄させるとともに、⁽⁵¹⁾4条で規定された教会の自律的組織以外のことも考慮して判決させることによって、カトリック教会の弱体化をもくろんだのである。事実、修正の提案者は、議会外でも彼らのそうした悪意のある企てを表明していた。⁽⁵²⁾

(b)ブリアンの姿勢　このような状況で、議会では右翼議員がこの修正に反対したこともあって、8条の修正をめぐる審議が紛糾した。だが、5月25日の審議の際に行ったブリアンの演説が、その討議に決着をつけた。彼は、その中で、「政教分離はきわめて明白な自由主義の精神で行われなければならない」⁽⁵³⁾というリベラルな考えを改めて明言しつつ、次のように述べた。

「4条はその形でその効力を持って存続した。6条〔筆者注 政教分離法8条のこと〕がそれを変更することも弱めることもできなかった。……6条が4条と相容れないことはなく、6条の目的が4条を含むすべての法律規定の範囲内で裁判官の独立を確保することであり、裁判官がこれからそれを考慮しなければならないであろうことは当然であった」⁽⁵⁴⁾。

このようにして修正された8条は、他の修正も経て5月27日に賛成320票、反対254票で採択された。8条の修正により4条は変更されないとブリアンが説いたが、その修正は4条の修正とは異なりカトリックの意見とは反するものであることは確かであった。事実、8条は後に教皇庁が政教分離法に抗議する根拠となった。

(51) 実は、コンブ内閣が結社法を修道会に対して厳格に適用したのも、コンセイユ・デタの意見に基づいていた。このため、コンセイユ・デタは当時、反教権主義的立場に傾いているとみられた。

(52) Méjan, *supra*, note 11, p.182.

(53) Briand, *supra*, note 36, p.234.

(54) Briand, *supra*, note 36, pp.231-232.

また、8条はしばしば批判された。例えば、メジャンは、8条を「教会分裂の芽のための種を法律にまいた」反教権派の勝利とみるとともに、それが、宗教的自由に関する政教分離法1条の中に4条の原則を挿入しなかったブリアン⁽⁵⁵⁾の誤りによるものだと述べた。さらに、公法学者デュギーも8条が「あまり適切ではなかった」と述べなければならなかった。⁽⁵⁶⁾

(4) 13条

(a)修正 13条(委員会案10条)は、コンコルダ以前に建設された礼拝用⁽⁵⁷⁾建物を国または地方公共団体の所有であることを明記するとともに、その無償使用権を宗教社団に与える規定である。委員会案は、この使用権を法律制定後さらに2年間認めていた。それは、コンコルダで定められたとおり国と地方公共団体の所有権を維持するとともに、建物の使用権を急に廃止することにより信徒に不安を起すようなことを避けるためであった。⁽⁵⁸⁾

法案審議において委員会案10条に対して、国が所有した礼拝用建物の宗教社団への譲渡を求める案など、さまざまな修正案が出された。その結果、委員会案10条は大幅に変更され、政教分離法13条の定めるように無期限の使用権が定められるに至った。

(b)ブリアンの姿勢 メジャンがこの修正を「ブリアンがおそれた方向での」手直しであったと述べたように、⁽⁵⁹⁾このような修正は、ブリアンの当初の考えとは一致していなかった。では、ブリアンは、政教分離後の礼拝用建物の制度をどう設計していたのか。その点は、委員会案10条と前述の4条(コ

(55) Méjan, *supra*, note 11, p.184.

(56) Léon Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, tome 5, 2e édition, 1925, p.514.

(57) この種の建物については、コンコルダ制度において公認宗教の宗教公施設法人に使用権が与えられていた。なお、コンコルダ以前の建物の国公有を規定したことは、大革命時に行われた教会財産の国有化を存続させたにすぎない。

(58) Briand, *supra*, note 12, p.302.

(59) Méjan, *supra*, note 11, p.190.

論 説

ンコルダ以後に建設された建物を宗教社団に移転する規定) を考え合わせるとわかる。そこからは、国公有財産を礼拝に使用させることを暫定期間後中止する一方で、各宗教の宗教社団が必要な礼拝用建物を所有する、という枠組みが読み取れる。このようにして、教会が礼拝用建物を完全に所有するという形での礼拝用建物における教会と国家の完全な切り離しをブリアンはめざしていたのである。

こうしたブリアンの考え方は、前述のコンブ案における礼拝用建物の取り扱いに対する彼の次のような批判からもうかがわれる。⁽⁶⁰⁾

〔委員会原案〕は、10年間の義務的賃貸借の後、国と市町村がその所有物を自由に処分するものとするが、〔コンブ案〕は、更新に敵対的であろう県と市町村の不動産についてすら、無制限に更新可能な10年ごとの使用権制度を宗教社団のために定めた。この結果、分離原則に対する重大な侵害が生じていた。というのは、市町村と県の財産を教会に代表者の手に委ねるといふその義務は、まさに礼拝のための補助金という性格を持っていたからである。さらにそれは教会事項に対する国の永続的な介入でもあった。

このように、ブリアンは、当初、アメリカと同様に私法人である宗教結社が最終的に礼拝用建物を所有する制度を考えていた。したがって、国の所有に属する礼拝用建物を国が宗教社団に無償使用させるのは、彼の当初の考えによれば、政教分離とは相いれないことであったのである。ところが、結果的には、礼拝用建物の無期限・無償の使用権という国家介入主義の制度およびそれに伴う教会への便益供与が、その後、拡大されることになる（後述）。

(60) Briand, *supra*, note 12, p.252.

それは、カトリックに譲歩する形で分離を緩和することにほかならなかった。

4 政教分離法の内容

(1) 原則

(a)教会と国家の分離 政教分離法は6章44カ条から成る。もともと、44カ条のうちには、制定後数年しか意味を持たなかった規定も多い。また、後に改正された規定も少なくない。

この法律でもっとも重要な規定は、「原則」(principes)と題する1章にある次の2カ条であり、これらは今日まで改正されていない。

第1条 共和国は、良心の自由を確保する。共和国は、公の秩序のために以下に定める制限のもとでのみ、自由な礼拝を保障する。

第2条 共和国は、いかなる礼拝に対しても、公認をせず、給与を支払わず、補助金を交付しない。これにより、本法審署後の1月1日から、礼拝に関するすべての支出は、国、県および市町村の予算から削除される。

ただし、施設付司祭の役務に関する支出であって、リセ、コレージュ、学校、病院、保護収容施設および刑務所のような公共施設において自由な礼拝を確保するための支出は、予算に計上することができる。

宗教公施設法人は、第3条に定められる場合を除き、廃止される。

この2カ条には、反教権主義闘争のイデオロギーであったライシテという言葉を含んではいない。だが、ブリアンは、報告書において、2条が「国家の完全な中立性とライシテ」⁽⁶¹⁾を意味することを明示していた。したがって、2

(61) *Ibid.*, p. 267.

論 説

条は、ライセンスを実定法に取り入れたものであったといえる。⁽⁶²⁾ しかも、ブリアンは次のように2条の重要性を強調していた。⁽⁶³⁾

本条は、法案全体がこれに依拠し、これに由来し、教会と国家との完全な分離 (séparation absolue) を実現する。とはいえ、この言い方も不十分である。というのは、厳密な意味での国のみが問題となっていないからである。委員会が起草した法案が述べるように、まさに教会と共和国そのものの分離が問題となっている。確立された原則は、究極の結論にまで押し進められた。それは、国、県または市町村のすべての公役務に適用される。

このようにブリアンは「完全な分離」と述べた。だが、文字どおりの「完全な分離」ではないことは、⁽⁶⁴⁾ 政教分離法2条2項が一定の公共施設における施設付司祭の存在を認めることから分かる。実際、ヨーロッパ人権裁判所判事であるジャン・ポール・コスタも「政教分離法は完全な分離の法律ではない」⁽⁶⁵⁾ と言うのである。

(b)宗教的自由 宗教的自由を定めた1条は、宗教信者の自由を尊重しながら政教分離を行うという立法者の意図を反映したものである。この点も、議員にそれを説得するという視点からブリアンにより明らかにされて⁽⁶⁶⁾ いた。

(62) なお、委員会案2条には、下院審議の修正により付加された現行2条2項はなく、したがって委員会案2条における分離はより完全なものであった。2条の修正に関して参照、小泉・前掲注(1)130-131頁。

(63) Briand, *supra*, note 12, p.267.

(64) 小泉・前掲注(1)22頁。

(65) Guy Bedouelle et Jean-Paul Costa, *Les laïcités à la française*, PUF, 1998, p.86.

(66) Briand, *supra*, note 12, p.265.

新宗教制度があまりにもさまざまに微妙な利害にかかわり、それが世俗の慣習にあまりにも大きく作用するので、共和国が、良心を抑圧し、または宗教感情の表出をさまざまな形で妨げることができないと宣言するのみならず、共和国が良心の自由と礼拝の自由を尊重し、尊重させることを厳かに宣言することによって、「信者」の高まった感受性を静めることが何よりも賢明である。

さらに、宗教省幹部として政教分離法の制定と適用に重要な役割を果たしたメジャンは、次のように、分離が宗教的自由の保障に不可欠というわが国では一般的な見解を明確に示した⁽⁶⁷⁾。フランスの政教分離も、こうした考えが基本になっていたのである。

国家の完全な中立性がなければ、良心の自由および礼拝の自由を論理的に考えることができない。法律の保護の下にすべての宗教に対する完全な平等が存在しないところで真の自由はない。いくつかの宗教的行為に給与を支給し、または保護する国家は、他の宗教を法的に劣位におき、市民全体の代表でありながら無信仰の者の権利を侵害する。

このようにして、政教分離法の「原則」を定める2カ条は、全体として宗教的自由を保障する政教分離を明らかにした。そして、これが今日のフランスの政教関係の基本的枠組みを構成している。また法学者の多くも、この2カ条をもとに今日のライシテの原則の内容を論じている⁽⁶⁸⁾。

(67) Méjan, *supra*, note 11, p.168. もっとも、日本ではこの点でとくに宗教的少数者の信教の自由が強調されるが、この考慮は少数者の権利擁護に消極的なフランスでは強くない。

(68) Jacques Robert et Jean Juffar, *Droits de l'homme et libertés fondamentales*, 7e

論 説

(2) 個別規定

政教分離法の3条以下の個別規定はかなり複雑で、その多くは詳細で長文の条項である。法律の章だけを見ると、次のとおりである。2章は「財産の帰属、年金」、3章は「礼拝用建物」(edifice des cultes)、4章は「礼拝のための団体」、5章は「宗教の警察」(police des cultes)、6章は「一般規定」。なお「宗教の警察」は、宗教的行為に対する公の秩序を維持するための規制を意味する。

各章のうち5章と6章の重要性は、法律全体ではそれほど大きくない。6章は、廃止されるコンコルダ関連法令を挙げる44条など、主として政教分離に伴う経過措置を定める。5章は、教会堂内外での宗教的行為の規制に関する諸規定からなり、これは1条で定められた礼拝の自由の制限を具体化したものである。

4章は、「宗教社団」の組織、運営等に関する規定を並べ、これは1901年の結社法の特別規定をなすものである。他の2つの章は基本的に過去の清算に関するものである。そのもっとも基本的な要点は次のとおりである。①コンコルダ制度において各公認宗教の経済的基盤となった公法人(宗教公施設法人)を廃止すること、②宗教公施設法人が所有した一切の教会財産を宗教社団に移転すること、③コンコルダ以前に建設された礼拝用建物は国公有とするが、それを宗教社団が無償使用すること。

このようにして、政教分離法の個別規定は、政教分離実施に関する規定、宗教団体に関する規定、宗教的行為の規制に関する規定という多様なものから構成された。そのうち実務上で重要な点は、教会財産に関わることを中心としたコンコルダ制度の精算、および宗教社団制度の新設にあった。実は、

édition, Montchrestien, 1999, p.594; Jean Rivero et Hugues Moutouh, *Les libertés publiques*, tome 2, 7e édition mise à jour, PUF, 2003, p.194.

政教分離の立法者にとって最大の関心事は、公認宗教の教会財産を分離後、その受け皿となる私法人（宗教社団）に移転することであった。そして、前述したように、政教分離に関する多くの法案においてこうした点が規定され、政教分離法の審議においてもこの点に論議が集中した。

ところで、すでに述べたように立法者が自由主義的な分離を強調し、実際、政教分離法1条が宗教的自由の保障を明確にしたわりには、その個別規定において、教会とその活動に対する厳しい規制が多かった。それは、当時の集会法（1881年6月30日の法律）に準拠した教会堂内で礼拝についての届出制（1907年改正前の25条）、宗教社団を市町村単位で組織するものとしたこと（19条）、教会内での政治集会の禁止（26条）、修道会に対する結社法による規制の継続（36条）、宗教教師の被選挙権についての暫定的な制限（40条）に見られる。これらは、当時、自由主義的法制度の未整備による面もあるが、それとともに反教権主義とカリカニズム（ガリア教会主義）⁽⁶⁹⁾の現れとみることができよう。

第2節 政教分離法制定後の状況

1 カトリック教会の政教分離法への抵抗

(1) 政教分離法実施の困難

政教分離法の制定後、その実施として、宗教予算の廃止のほか多くのことが行われなければならなかった。そのうちで実際上もっとも重要な作業であったものは、旧公認宗教の宗教公施設法人が所有した教会財産を各宗教の

(69) ガリカニズムとは、フランスの教会をローマから独立させ、それを世俗権力に服せしめることであり、フランスではこの傾向がアンシアン・レジームから強かった。1801年のコンコルダもガリカニズムの所産である。参照、エメ＝ジョルジュ・マルティモール（朝倉剛・羽賀賢二訳）『ガリカニズム——フランスにおける国家と教会——』（白水社、1987）。

論 説

宗教社団に移転することである。しかも、政教分離法4条が明示するように、この作業には同法審署後1年間という期限がついていた。そして、当然のことながら、その移転には各宗教が政教分離法の規定に従いその宗教社団を早く結成することを要した。したがって、政教分離法の実施は、各宗教の宗教社団の早急な結成すなわち各教団による政教分離法の受け入れにかかっているとさえ言えた。

旧公認宗教のうちプロスタント教会とユダヤ教は、政教分離法を受け入れ、所定の期限までに宗教社団を結成したため、その財産の移転は無事行われた。これに対し、フランスにおいて伝統的にもっとも有力なカトリック教会は、政教分離そのものを拒否し、宗教社団を結成しないばかりか、政教分離法の実施に抵抗した。このため政教分離の実施は困難を極めた。

政教分離法実施にカトリックが抵抗する姿勢は、1906年1月に、財産移転のための最初の手続きとなる財産目録の作成が政教分離法3条1項に基づき始まったとき⁽⁷⁰⁾、早くも現れた。各地の教会で、信徒は、後述する教皇の回勅に鼓舞され、バリケードを築くなどして財産目録作成のための立ち入り調査を阻止しようとした。これに対し、官憲は立ち入り調査を強行しようと信徒と衝突して、流血騒ぎを起こした⁽⁷¹⁾。

この事態に接して、下院で、ブリアンは、混乱の原因がカトリックにあると訴え、「寛容と衡平の法律」への抵抗をやめることをカトリックに求めた⁽⁷²⁾。また、サリヤン内閣は、3月14日、「政教分離法は、議会で議決されたときと同じく自由主義的な精神で適用される」として、財産目録作成を慎重に行う方針を打ち出した⁽⁷³⁾。だが、これ以降カトリック教会は全体として政教分離

(70) ただし、法案審議過程では政教分離法3条1項にはたいした論議もなかった。

(71) 石原・前掲注(1)134頁、谷川・前掲注(6)222頁。

(72) Briand, *La Séparation : Application du régime nouveau*, Bibliothèque-Charpentier, 1909, pp.4-14.

法を受け入れない姿勢を貫くことになる。

(2) 教皇の非難

カトリック教会が政教分離法を受け入れなかったのは、教皇ピオ10世による回勅のためである。彼は、政教分離法をカトリック教会の教義に照らして徹底的に非難し、それを断固として拒否し続けた。

まず、前述の財産目録をめぐる騒動のさなかの2月11日にピオ10世は回勅 *Vehementer Nos* をフランスの教会に宛てて出した。これは政教分離法を非難⁽⁷⁴⁾し、フランスの教会に自らの権利を国に要求することを求めたものである。政教分離法に対する教皇の主たる批判は次の点にあった。第1に、政教分離がカトリック教会の教義を否定すること。第2に、次のように宗教団体がカトリック教会に適合しないこと。「牧者と群羊という2つのカテゴリーの者を含む基本的に不平等な社会である教会の組織に反して……分離法は公の礼拝の運営と監督を救世主により定められた聖職位階制ではなく、俗人の団体に与えている」。第3に、宗教団体間の紛争をコンセイユ・デタの管轄とする点（政教分離法8条）に関して、「この団体は世俗権力に対し従属する」ことになるという問題がある⁽⁷⁵⁾。

教皇の非難はこれにとどまらなかった。ピオ10世は8月10日に回勅 *Gravissimo Officii* で政教分離法への非難を激化させた。その口調も、慇懃な表現での非難にとどまった2月の回勅と比べ格段に辛辣になった。例えば、「この不正な法律を作り手は、法律を分離法ではなく抑圧法としようとした⁽⁷⁶⁾」といった調子である。さらに、教皇はこの回勅で次のようにフランスのカトリッ

(73) Méjan, *supra*, note 11, p.263.

(74) 石原・前掲注(1) 135頁は、2月の回勅が政教分離法を「略奪法」と非難したと記述しているが、私が読んだ限りではテキストにそのような文言はない。

(75) Méjan, *supra*, note 11, pp.254–255.

(76) Mayeur, *supra*, note 44, p.136.

論 説

ク教会に対し、宗教団体の結成を禁止した。「宗教団体に関して、われわれは、それが教会の営為そのものに由来する聖なる法を侵害せずには絶対に結成されえないと宣言する。……宗教団体の代わりに、適法で教会法にも適合する他の種類の団体を試みることも許され⁽⁷⁷⁾ない」。

後述のように、同じ頃、フランスのカトリック教会のなかで宗教団体の結成しようという動きがあっただけに、8月の回勅は、教会にとってもフランス政府にとっても衝撃的であった。事実、宗教原理主義とでも呼べるような妥協を許さない教皇の姿勢は、カトリック信徒を力づけるだけでなく、後述のように政府から一定の譲歩を引き出すことになった。その反面、ピウス10世がその後もかたくなに非妥協的な姿勢を貫いたために、カトリック教会は物質的に大きな損失を被ることになった。⁽⁷⁸⁾

(3) フランスの教会の抵抗と妥協

政教分離法に基づき教会財産の目録作成の作業が始まると、カトリック教会がそれに抵抗したことは、すでに述べた。このように、カトリック教会は政教分離法に抵抗した。だが、カトリック教会のそうした態度は、教皇の回勅に従ったためにすぎず、よくみるとフランスの教会内には政教分離法に妥協する動きがむしろ強かった。その動きはカトリックの宗教団体の結成をめぐってみられた。

前述のように、宗教団体は、政教分離法において、分離後に教会財産を管理するなどして教会の経済的基盤となる私法人であり、したがって、分離後も礼拝を続けるためにはその結成が必要であった。それを結成しなければ、教会が教会財産を失うばかりか、礼拝を行うことができなくなるおそれがあったのである。

(77) Méjan, *supra*, note 11, pp.325–326.

(78) このように教皇の拒否政策には功罪があるため、それに対する評価はさまざまである。Cf., *ibid.*, pp.311–317.

このため、教皇による政教分離法の拒否にもかかわらず、カトリックの俗人⁽⁷⁹⁾のみならず高位聖職者も、宗教団体の結成を試みた。こうした動きでもっとも代表的なものは、5月30日から6月1日までパリで行われた司教総会で、賛成48票、反対26票で議決した「財産管理団体」(association fabricienne)の規約案である。この名称は、コンコルダ制度においてカトリックの教会財産を管理した「教会財産管理委員会」(fabrique)に倣うものであった。規約案によれば、この団体は、聖職位階に密接につながり、その財産管理・礼拝も司教と教皇の管理に服するなど、「教会法に適合する適法な団体」となっていた。このような団体が実際に組織された地方もあつた。⁽⁸⁰⁾

前述の8月の回勅は、実は、このような団体の結成を抑止するという効果を持った。だが、その後も、政教分離法と妥協する動きがフランスのカトリックの間に残ったことは注目される。回勅の後も、政教分離法ではなく、結社に関する一般法である結社法に基づきカトリックの団体を結成する動きが続いた。⁽⁸¹⁾さらに、後述の1907年法の制定の後にも、同法に従い妥協を図る次のような動きも見られた。1907年1月の司教総会で1907年法に沿う教会堂使用契約モデルの作成の方針が出され、それに従い教皇庁の承認の下にまとめたモデルが作成された。だが、それに基づく使用契約締結に向けた政府との交渉は、ブリアンが反教権派の圧力のなか妥協点を探るぎりぎりの努力をしたが、結局、決裂した。⁽⁸²⁾

(79) 俗人ばかりの著名なカトリック信徒22名が——この中には科学学派で有名で有名な法学者のサレイユ (R. Saleilles) も含まれた——、1906年3月に「緑の枢機卿」と題した嘆願書をフランスの司教に宛てて発表した。この中で彼らはカトリックが宗教団体を結成すべきことを訴えた。Ibid., pp.274-275.

(80) Ibid., p.290-292.

(81) Ibid., pp.368-380.

(82) Ibid., pp.422-436. なお、石原・前掲注(1)136頁にはこれとは異なる記述がある。

もつとも、繰り返しになるが、フランスのカトリック教会は、一部では政府との妥協を探りながらも、全体として、ピウス10世に従い政教分離法へのまさに捨てるような抵抗を続け、政府の譲歩も拒否することになった。

2 政府の譲歩と妥協

(1) 政教分離法の完全実施

政教分離法を実施したのは、1906年3月に成立したサリヤン内閣および同年10月からはクレマンソー内閣である。もつとも、両内閣で政教分離法の実施を担当したのもブリアンである。政教分離法制定に中心的役割を果たした彼が、両内閣で公教育・宗教相を任されたからである。教皇およびカトリック教会の政教分離への抵抗——その結果としての宗教団体の不結成——を前に、ブリアンは、一方では政教分離法の実施を断固として推し進めるという毅然たる態度を示し、他方でカトリック教会と妥協を図る姿勢も示した。

ブリアンの毅然たる態度は、後述する1908年法の制定時のほか、政教分離の実施期限が迫った時期にみられた彼の発言と通達などに見られる⁽⁸³⁾。1906年8月の回勅を受けて11月に開かれた議会でブリアンは、法律が議決されたのと同じ精神で政教分離法を解釈・適用するという政府の意図を表明した⁽⁸⁴⁾。また、ブリアンは県知事に宛てた12月1日付の長い通達で、法律のリベラルな適用とともに、その実施の固い決意を示した。同通達において、所定の期限経過後、旧公認宗教の公施設法人が廃止され、政教分離法が効力を持つこと、その後、カトリック司祭が「権原なき占有者」にすぎなくなることが明示されたのは、このためである⁽⁸⁵⁾。

(83) 政教分離の実施期限は、宗教公施設法人の廃止、その教会財産の宗教団体に対する移転など期限であり、それは政教分離法審署1年後の1906年12月11日となっていた。

(84) Méjan, *supra*, note 11, p.387.

こうした政教分離法の完全実施という姿勢は、政教分離の実施期限である12月11日以降、政府がとった断固たる措置となって現れた。政府は、さっそく翌日、旧教皇大使館に残っていた書記官を追放するとともに、各地の大司教館と司教館からカトリック聖職者を立ち退かせることを県知事らに命じた。⁽⁸⁶⁾そこで直ちにこの退去が実施され、とくに高齢であったパリ大司教の場合は、⁽⁸⁷⁾劇的な光景が見られたという。

(2) 1907年1月2日の法律

(a)制定過程　ブリアンがカトリック教会に対し譲歩する姿勢を示したのは、前述の12月1日の通達でもすでに見られた。というのも、この通達が、政教分離法において教会の礼拝に必要とされる届出を1年に1回だけで足りる旨を明らかにしていたからである。さらにこうした譲歩は、前述の期限後に制定された、いくつかの法律とくに1907年の2つの法律でさらに明確になった。

その1つである1907年1月2日の法律は、1906年12月15日に下院に提出された政府法案および反教権派議員提出の2法案がもとになった。ブリアン宗教相が起草した政府法案は、宗教団体を結成しなかったカトリック教会が礼拝を可能にすることを意図したが、議員提出法案の主眼は、カトリック教会に対する制裁にあった。諸法案を検討した下院の委員会は、最初、議員法案に好意的であった。だが、ブリアンが強く主張した結果、委員会は、政府法案の内容も加えて最終的な法案を作成し、これを下院に提出した。ブリアンは、下院の審議で、右翼議員から前述のパリ大司教の退去に関する責任を追求されるなどしたが、結局、12月21日の1日の審議だけで法案を可決さ

(85) *Ibid.*, pp.398-401. その後も、ブリアンは、その期限後、法律が定める措置を完全に実施すべきことを指示する通達を繰り返した。*Ibid.*, pp.401-403.

(86) *Ibid.*, pp.403-411.

(87) 大石・前掲注(1) 60頁にその簡潔な記述がある。

論 説

⁽⁸⁸⁾せ、7日後、上院でも可決させた。

(b)内容 1907年1月2日の法律は6カ条からなる法律である。そのうちにはカトリック教会に対する制裁に関する規定が含まれた。これは宗教社団から請求されなかった教会財産のうち一部の最終処分を定める諸規定である。⁽⁸⁹⁾

その反面、法律は、カトリックへの譲歩となる次の2点も規定する。①宗教社団のみならず、結社法に基づく社団——これは前述のようにカトリック教会の一部がとろうとした法的手段である——および個人主催の公的集会でも、教会として公的に行う礼拝を行えること（同4条）、②宗教社団がない場合でも信徒は礼拝用建物をそのまま使用できること（同5条）。とくに前者は大きな妥協である。教会が礼拝を行うには宗教社団の結成を必要づけるように政教分離法が規定し、またその旨をブリアン自身も明言していたからである。⁽⁹⁰⁾

(c)教皇の反応 このようなブリアンの譲歩に応じて、前述のようにカトリック教会の妥協派は、前述の法律に沿った教会堂使用契約の締結を模索する動きに出た。だが、教皇の反応は全く異なった。ピウス10世の反応は、彼

(88) Briand, *supra*, note 68, pp.122–161.

(89) これは次のような規定である。宗教社団から使用権を請求されなかった大司教館、司教館等を所有権者である国・地方公共団体が自由に処分できるとした規定（1907年1月2日の法律1条）、旧宗教公施設法人に属した教会財産で、宗教社団から請求されなかったものの一部を、政教分離法の規定に従い、市町村の福祉施設に移転させることとした規定（同2条）。

(90) ブリアンは、1905年12月14日に、政教分離法施行のためのデクレを起草する委員会で次のように述べていた。「法律規定を逆に解釈することは、法律規定の抜け道を見つける手段を聖職者に容易にすることであろう。司祭が単独でとどまろうとする限り、可能である公的な礼拝にはない。法律により規定された準則に従い結成された社団が必要である。この準則によらず結成されたすべての社団は、たとえ1901年法〔注 結社法のこと〕に従ったものでも、礼拝を行うことはできない」。Méjan, *supra*, note 11, p.224.

が法律成立後すぐに出した1907年1月6日付の回勅に示される。そこで教皇は、前年の回勅を上回る激しい表現を用いて、1907年1月2日の法律を非難した。

教皇は、同法で規定された教会への制裁に関して、それを「略奪」(spoliation)を完成し「無政府」と「独裁」を確立した法律と糾弾した。他方、ブリアンの譲歩が示された規定についても、教皇は、「礼拝の建物が聖職者と信徒の使用に委ねられるかどうか不明確」として好意的に受けようとはしなかった。そのうえで、彼は法律全体について次のように断定した。「この法律は、政教分離法を悪化させ、われわれはしたがってそれを非難するほかない。この法律のいくつかの規定の不正確で曖昧な法文は、われわれの敵により追求される目的を明らかにしている。彼らは教会を破壊しフランスを脱キリスト教化しようとしている」⁽⁹¹⁾。

さらに、回勅は、1906年12月1日の通達で明らかにされた礼拝のための1年ごとの届出も受け入れられないとした。このため、フランスの教会は礼拝のための届出も行わないままであった。これはカトリックの礼拝が違法に行われることを意味した。礼拝を適法に続けるための途を拒否したこの回勅は、教会にあたかも自殺を強いるかのようであった。

(3) 1907年3月28日の法律

ブリアンの譲歩が1月の回勅により拒否されたにもかかわらず、彼は1907年3月28日の法律の制定でさらにカトリック教会に譲歩した。それは、彼の表現によれば「教会をその意思にかかわらず適法状態に置く」(下院での1907年1月29日の発言)⁽⁹²⁾ためである。この法律は、1907年1月2日の法律制定後、一議員により提出された法案がもとになった。その内容は、公的集會に

(91) *Ibid.*, pp.422-423; Mayeur, *supra*, note 44, pp.144-146.

(92) Méjan, *supra*, note 11, p.436.

論 説

関する届出を廃止することだけである。もっとも、これは、礼拝集会のための届出を行わないカトリック教会を法的に正当化し、教会の「自殺」を回避する点で大きな意味を有した。

この法案は簡単なものであったが、その審議はかなり紛糾した。若干の修正案が提出され、また下院で可決された法案が上院で修正されただけでなく、その審議の間に、ブリアンの宗教政策が攻撃的になったからである。ブリアンのカトリック教会に対する譲歩またはカトリック教会との交渉が、もっとも強硬な反教権派議員およびクレマンソー (Clemenceau) 首相、さらにジョレスからも非難されたのである。⁽⁹³⁾このように、ブリアンの譲歩は、左翼からも批判されながら進められた。

(4) 1908年4月13日の法律

カトリックの旧宗教公施設法人に属していた教会財産は、カトリック教会が宗教団体を結成しなかったため、1906年12月に、政教分離法8条に従い、いったん国の管理下 (sous séquestre) に置かれた。そうした教会財産の一部は、前述の1907年1月2日の法律で早々に処分された。それ以外の財産は、政教分離法審署後2年以内に宗教団体がその引渡しを請求することができることとされ、さらにその後、残余の財産は市町村の福祉施設に移転されることになっていた (政教分離法施行のための1906年3月16日のデクレ10条・11条)。

1908年4月13日の法律は、宗教団体から引き渡しを要求されないまま処分されていなかったすべての教会財産の最終処分を、以上の仕組みに沿って行うことを目的とした。しかも、同法はそれを円滑に行うため政教分離法の一部を改正した法律であった。換言すれば、この法律は、過去 (コンコルダ制度) の清算を終わらせ、教会財産の面で政教分離を完成させるものであった。そ

(93) Suarez, *supra*, note 45, pp.144-154; Briand, *supra*, note 72, pp.214-265; Mayeur, *supra*, note 44, pp.148-150.

れと同時に、1908年法は、政教分離法に最後まで抵抗し続けた教皇とカトリック教会への最終的な制裁の法律でもあった。事実、1908年法において、引き渡し要求のなかったカトリックの礼拝用建物は、市町村の所有となった（1908年法により改正された政教分離法9条1項1号）。

1907年6月28日に下院に提出されたブリアン宗教相による起草の政府法案が、この法律のもとになった。政府法案が下院の委員会で修正され、これが逐条審議に付された。この段階で財産処分を回避しようとする右翼議員から多くの修正案が提出されたが、ブリアンは財産処分の不屈の決意を持ってそのほとんどを容赦なく斥けた。そのため、法案はいくつかの修正を受けるが、基本は変わらないまま成立した。⁽⁹⁴⁾

このように、1908年法には政教分離を完成させようとするブリアンの毅然たる態度が示されたといえる。しかしながら、この法律においても、次の2点でカトリック教会に対する譲歩が見られる。第1は、未処分の教会財産の一部を聖職者の共済組合に移転させることである（同9条1項6号）。これは、下院審議においてブリアンが右翼議員の修正要求を例外的に受け入れたものである。⁽⁹⁵⁾ だが、ここでもピウス10世は非妥協的態度を貫き、1908年5月17日の司教への書簡において、聖職者の共済組合の結成を禁止した。⁽⁹⁶⁾ 第2は、国公有の礼拝用建物の補修費を国・地方公共団体が負担しうることである（同13条7項）。ブリアンはこの修正を重要なものとは認識していなかったようであるが、これは後に礼拝に対する間接的な補助への途を開くことになる規定であった。⁽⁹⁷⁾

(94) Méjan, *supra*, note 11, p.454–459.

(95) Briand, *supra*, note 72, pp.397–399.

(96) Mayeur, *supra*, note 44, p.151.

(97) 小泉・前掲注（1）140頁。

(5) 教会に対する譲歩

以上のことから、1906年と1907年に制定された3法律が、政教分離を完成させる——それは政教分離法に抵抗したカトリック教会に対しては制裁を意味する——規定とともに、カトリック教会に対する譲歩を含んだことが分かる。もともと、これらの法律は、政教分離法を実施するための法律であり、また政教分離法を一部修正する法律にほかならなかった。こう考えると、ブリアンは、政教分離法を実施するために制定した法律（とくに1907年の2法律）により、政教分離法をカトリック教会に有利に修正していったとみることができる。他面、これらの法律は、ブリアンがカトリック教会の政教分離法への抵抗を克服し、安定した政教関係の構築を模索したことを示すものもあった。

3 政教分離の結果

(1) 教会財産喪失と教会の自由な活動

政教分離法がカトリック教会に有利に修正されたことは、ピウス10世の徹底した拒否政策の得点であるといえた。⁽⁹⁸⁾だがその反面、教皇に従ったフランスのカトリック教会は、1907年1月2日の法律および1908年法により巨額の教会財産を喪失した。正確に言えば、旧宗教公施設法人が所有していた教会財産をすべて失ったのである。さらに、政教分離により、礼拝への公的補助金と聖職者への給与も廃止された。しかし、教会は信徒の献金や寄付にその⁽⁹⁹⁾必要な財源を見だし、宗教的行為を続けることができた。

ところで、教会と国家の抗争の結果、フランスの政教分離は「世界でもっともラジカル」⁽¹⁰⁰⁾になったとも見られた。確かにフランスの政教分離にそうし

(98) Méjan, *supra*, note 11, p.313.

(99) ラトレイユ＝シグフリート・前掲注(4) 138頁。

(100) Méjan, *supra*, note 11, p.459.

た面は否定できないが、礼拝用建物の点では留保が必要である。というのは、カトリックの教会財産喪失の結果、カトリックの礼拝用建物がすべて国公有となったうえで、カトリックの教師と信徒がそれを無償使用するようになったからである。しかも、「完全な分離」をめざしたブリアンがこのような制度に当初反対していたにもかかわらず、最終的にそれが採択されたのである。その後、国公有の礼拝用建物の無償使用をつうじて国と教会との関わりが残ることになる。

一方、政教分離の結果、コンコルダ制度で教会が受けていた束縛から解放され、自由に活動できるようになった。著名な公法学者エスマンの表現によれば、「カトリック教会はこのようにして物質的利益に関しては多くを失ったとしても、自由については多くの利益を得た⁽¹⁰¹⁾」のである。実は、あれほど政教分離法に抵抗していた教会も、政教分離のもたらした利益はしっかり享受していた。教皇が政教分離に抵抗していた間も、前述したようにカトリック教会が自由に司教会議を行い、教皇もフランスの新しい司教を自由に任命したのは、それを示す。こうしたことはコンコルダ制度の時代には考えられなかったのである。

また、政教分離によりカトリック聖職者に対する民衆の評価も好転した。彼らは公務員の地位を失うことによって、清貧の聖徒として民衆の近くで自由に活動するようになった。これが一般民衆の反教権主義的姿勢を和らげるとともに、民衆に対する聖職者の道徳的威信を高めたという⁽¹⁰²⁾。

(2) リベラルな判例

(a) ブリアンの考え 政教分離法制定後、その適用に関する紛争を管轄す

(101) Esmein, *supra*, note 9, p.632.

(102) ラトレイユ＝シグフリート・前掲注(4) 139頁。「宗教の墮落防止のため政教分離」というわが国とアメリカで政教分離の理由として説かれることは、フランスでもある程度妥当しそうである。

論 説

るコンセイユ・デタが、カトリック教会に対して厳しい態度を採ることを、左翼の一部は期待し、またカトリック教会はおそれた。だが実際には、コンセイユ・デタは、同法をリベラルに——カトリックの宗教的自由を広く認めるように——解釈適用する判決を繰り返した。これはブリアンの考えに合致していた。というのは、政教分離法案に関するブリアン報告書において、政教分離法1条の解釈に関して彼は次のように述べていたからである。「法文が沈黙する場合、またはその正確な適用に関して疑義がある場合、立法者の考えにもっとも適合するのはリベラルな解決策である」⁽¹⁰³⁾。

(b)コンセイユ・デタの姿勢　　こうしたリベラルな判決で特に注目されるのは、教会財産に関する事件において宗教組織の自由を保障したというものである。前述のように、政教分離法が宗教社団に関する紛争をコンセイユ・デタに「あらゆる実際の状況を考慮して」解決させるようにしたことには(政教分離法8条)、カトリック教会からの反対が強かった。しかし、政教分離法8条に関する事件(旧宗教公施設に属した礼拝用建物の宗教社団への移転に関する事件)において、コンセイユ・デタは、カトリック教会の一般組織準則である聖職位階制(ヒエラルヒー(hiérarchie))を明確に尊重するようになったのである。その際、宗教社団における各宗教組織の自律を尊重する政教分離法4条が重視された。

コンセイユ・デタが初めてこうした姿勢をうかがわせたのは、1910年12月9日に判決された2事件において、論告担当官シャルドネによる「論告」(conclusions)⁽¹⁰⁴⁾と呼ばれる法的意見においてである。問題となったのはプロスタ

(103) Briand, *supra*, note 12, p.226

(104) C.E., 9 décembre 1910, Association culturelle luthérienne de Nice pour l'exercice du culte de l'Eglise luthérienne en langue allemande et Association culturelle protestante de l'Eglise évangélique allemande de Lyon, *Recueil des arrêts du Conseil d'Etat*, 1910, p.906, conclusions de Chardenet.

ント教会に関する紛争であったが、シャルドネはここであえてカトリック教会に関する場合にも次のように言及した。

カトリック教会は、司教とつながる信徒、司教とつながる司祭、教皇とつながる司教から構成される。聖職位階制の頂点に立ち、教皇は、すべてのカトリック信徒に及ぶ至上の権力を行使する。この規律の規則に適合しない社団は、宗教社団ではない。それは教会から分裂した社団であろう。4条は、そのもとのテキストにおいて教会の固有な条件への尊重の十分な保障を見ていなかった者を満足させるために、正当に修正された。……

8条はコンセイユ・デタに「あらゆる実際の状況を考慮して」判決する権限を与えた。8条において、4条の廃止少なくともこの条項との抵触を見ようとされた。それは正確ではない。これらの条項は矛盾するどころか、相互に補完し合う。……

立法者が望んだことは、コンセイユ・デタに判断権が属する多様な実際の諸条件、多様な法的状況、教会と信徒のために財産を引き受ける多様な適性の中で、社団が行おうとする宗教の一般組織準則の観点における社団の状態をもっとも重要な実際の状況としてコンセイユ・デタが検討することである。

このように、シャルドネは、礼拝用建物の宗教社団への移転に関して、問題となる社団が各宗教の「一般組織準則」と適合するかどうかの判断を重視する姿勢を打ち出した。ここからカトリックに関しては、信徒と司祭が司教と教皇につながっていることが、財産の引き渡しを受けるうえで最も重要な要件となることが推測された。

(c)リベラルな判例の確立 のちに実際、こうした考えに立脚する判決が

論 説

出された。それは、1911年7月28日のコンセイユ・デタ判決である。⁽¹⁰⁵⁾この判決は、「聖職位階制を認めず、司教が他の司祭を任命する決定にもかかわらず、教会堂を占有し続けた司祭」を中心とした宗教団体へのカトリックの教会財産の移転決定を取り消したのである。その後、教会財産の移転または礼拝用建物の使用权に関する事件において、このようにカトリック教会の聖職位階制を尊重するのがコンセイユ・デタの不動の判例となった。さらに司法裁判所でも同様の判例が確立した。⁽¹⁰⁶⁾

コンセイユ・デタは、他の事件でカトリックの礼拝の自由を広く認める姿勢を示した。例えば、コンセイユ・デタはカトリックの伝統的な宗教的行進の自由を保護した。⁽¹⁰⁷⁾しかも、この判例は、それが政教分離法制定後とくに反教権主義的傾向の強い市町村でそうしたカトリックの宗教行事が禁止される動きのなかで確立しただけに、注目される。

4 その後の政教関係と政教分離法

(1) ヴァチカンとの外交関係の回復

以上に見たように、政教分離法制定後、カトリック教会に譲歩する法律の制定が続くとともに、カトリックの予想に反しリベラルな判例が確立した。これにより、やがて、ピウス10世の後を継いだベネディクトゥウス15世（在位1914～1922）のもとで、カトリック教会の政教分離法への抵抗が弱まっていった。事実、彼は、フランスとの外交関係再開を機に政教分離法を正式に承認することになった。⁽¹⁰⁸⁾

(105) C.E., 28 juillet 1911, Rougegré et autres, *Recueil des arrêts du Conseil d'Etat*, 1911, p.908, conclusions de Chardenet. 参照, 大石・前掲注(1) 49-50頁。

(106) 小泉・前掲注(1) 287-292頁。

(107) 小泉・前掲注(1) 258-259頁。礼拝の自由を広く認める他の判例につき参照, 大石・前掲注(1) 53-58頁, 齋藤・前掲注(5) 83-90頁。

他方で、政教分離法の実施に従い、同法制定の原動力となった反教権主義が弱まってきた。このようにして、政教分離法の適用がもたらしたものは、反教権派が望んだカトリック教会の衰退ではなかった。むしろ反教権主義的感情の鎮静化がもたらされた。こうしたなか、第一次世界大戦を転機として、政府もカトリックに好意的姿勢を採ることになった。そのとき、政府は、戦争遂行のため、第一次世界大戦勃発直後の1908年8月2日のマルヴィ通達により、修道会を規制していた前述の結社法と1904年の法律の適用を停止した。この結果、外国に逃れていた修道士が、フランスに帰還し、フランス国民の総動員に加わった。⁽¹⁰⁹⁾

こうして始まった政府とカトリック教会との関係修復は、前述のコンブ内閣による断絶から切れたままであったフランスとヴァチカンとの外交関係にも及んだ。戦後、コンコルダ制度が残ったアルザス・ロレーヌ地方がフランスに返還されたこともそれを促した。⁽¹¹⁰⁾ 国民ブロックと言われた保守・中道内閣が、ローマ教皇庁との外交関係の再開をめざし、ねばり強い交渉を行った。その結果、フランスと教皇庁の大使の派遣が同月5月に完了し、外交関係が回復した。⁽¹¹¹⁾ ここにおいても、1921年1月に外相になったブリアンによるところが大きかった。

(2) 司教区社団

こうして進んだ政府とカトリック教会との緊張緩和は、カトリックの宗教

(108) Méjan, *supra*, note 11, p.507. ただしフランスのカトリック教会に対する政教分離法への非難はそれ以降もしばらく残った。1925年のフランス枢機卿・司教総会の宣言はそれを示す。Henri Pena-Ruiz, *La laïcité*, Corpus / GF Flammarion, 2003, pp.181-183.

(109) Baubérot, *supra*, note 45, p.97.

(110) 参照、大石・前掲注(1) 96-105頁。

(111) Méjan, *supra*, note 11, pp.506-507; Conseil d'Etat, *Un siècle de laïcité*, Rapport public 2004, Etudes et documents n°55, La documentation française, 2004, p.288.

団体の問題にも解決をもたらした。前述のように、旧公認宗教のうちカトリックだけは、前教皇の禁止の結果、政教分離法で規定された宗教社団を結成していなかった。だが、ベネディクトゥウス15世は、フランスの一部の聖職者の反対を受けながらも、⁽¹¹²⁾ 教会法に適合すると同時に結社法と政教分離法に適合する社団の規約モデル案を作成させた。「司教区社団」(association diocésaine) という名称を持つこの社団は、カトリック教会を支える「社団における司教の至上性」を明らかにしたものであった。

ベネディクトゥウス15世の後任教皇であるピウス11世(在位1922～1939)は、この規約モデルをフランス政府に提案した。ポアンカレ内閣は、この案をまずコンセイユ・デタ名誉所長のエブラール・ドヴィルヌーヴ(Hébrard de Villeneuve)ら著名な3名の法律家の審査に委ねた。3名の法律家は、規約モデル案と国内法との適合性を肯定する声明を繰り返し行い、それにより一部の司教の反対を抑えた。政府はそれに続き、司教区社団案に関する法的意見をコンセイユ・デタに求めた。これに対し、コンセイユ・デタも1923年12月13日にモデル案が適法であるとの意見を出した。そこで、ピウス11世は、翌年1月18日に回勅 Maximumにより、フランスのカトリック教会に対し、⁽¹¹³⁾ 司教区社団の結成を許可し、またそれを勧めるに至った。

ところで、ピウス11世は1924年の回勅において、宗教社団結成を禁止したピウス10世の回勅と矛盾しないように努めた。⁽¹¹⁴⁾ だが、政教分離法における宗教社団に関する規定が1906年——ピウス10世が宗教社団結成を禁止した年——においても1924年においても全く同じであったことを考えると、デュギー

(112) フランス政府との和解を勧める教皇に対し、ピウス10世により任命されたフランス司教が反対した。Méjan, *supra*, note 11, pp.506–507.

(113) Duguit, *supra*, note 56, pp.548–554; Méjan, *supra*, note 11, p.511. 大石・前掲注(1) 61–62頁。

(114) Duguit, *supra*, note 56, p.555.

が次のように述べたことに納得できよう。「1924年に許可された司教区団体は、1906年に結成され得ずまたは許可され得なかったようなものとは少しも異なっていなかった。1924年に決定された規約と同じ司教区の規約を1906年に作成することを何も妨げていなかった⁽¹¹⁵⁾」。少なくともこの面では、ピウス10世による政教分離法に対する盲目的な反発は、不合理であったというほかない。

(3) 政教分離法の改正

その後、第二次世界大戦時のヴィシー政府はカトリック教会にさらに友好的な政教関係をもたらした。それはヴィシー政府のもとで制定された諸法律に現れた。1941年2月15日の法律は、前述の1908年の法律により処分されるはずであったカトリックの教会財産のうち他に未譲渡のものを司教区団体に返還させた。1942年4月8日の法律は、結社法中の修道会規制条項を緩和し、修道会の教育活動を禁止した1904年法を廃止した。

こうしたなか政教分離法も改正された。それは、1942年12月25日の法律による政教分離法19条の改正である。これにより、宗教団体が遺贈等を受け取ることができるようになるとともに（改正後の19条5項）、歴史的記念建造物（monument historique）である礼拝用建物に対する公的補助を宗教団体が受けることが明記された（同7項）。さらに宗教団体に対する遺贈については、1966年6月13日のデクレにより、そのための要件および団体に対する行政庁の監督が定められた⁽¹¹⁶⁾。その後も政教分離法の改正が数回行われたが、⁽¹¹⁷⁾いずれも大きな改正ではなかった。

このようにして、政教分離法の改正は1907年のときから、一貫して友好的な分離の方向で、換言すれば教会に対する便宜を図る方向で重ねられた。こ

(115) *Ibid.*

(116) 小泉・前掲注（1）344頁。

(117) 2004年3月現在まで政教分離法は計9回の改正を受けている。

これは、政府および行政が教会や礼拝を配慮する関係を強めたことを意味する。これには、そのような配慮がとくに礼拝用建物の建設をめぐり實際上必要とされたという事情がある。⁽¹¹⁸⁾さらに、教権が政教分離法とライシテを受け入れ、俗権も反教権的姿勢をやめることにより、穏やかな政教関係が実現され、教権と俗権の交渉が可能になったことも大きく作用したと思われる。

(4) ライシテの憲法原則化と新たな諸法律

1946年の第四共和制憲法においてライシテは憲法原則となった（1条）。しかも、そこでは政教分離法の中には全くなかったライシテという語が簡潔な表現ながら憲法規定に入れられた。⁽¹¹⁹⁾それは現行憲法（1958年憲法2条（現1条））でも続いた。このようにしてライシテはすっかり定着した。

憲法規定にはライシテの定義はなかった。だが、憲法制定過程をみると、ライシテがおおむね宗教的自由の保障と結びついた国家の宗教的中立性の意味で理解されていたことがわかる。⁽¹²⁰⁾このようにしてライシテの概念が微妙に変化した。それは、政教分離法制定時にはライシテが宗教を私的領域に追いやるための教会への戦いとして理解されていたことと、宗教的中立性としてのライシテとを比較すれば、明らかである。また他方で、憲法学説においてもライシテの原則をかなり柔軟に理解する立場がみられるようになった。⁽¹²¹⁾

このように穏やかに理解されたライシテの原則の下で、公権力が中立性を守りながらも宗教に対し好意的な姿勢を示すことになる法律も制定されていった。1959年12月31日の法律（ドブレ法）は、フランスではほぼすべてカトリック系の学校とみてよい私立学校への公的補助の原則を定めた。⁽¹²²⁾1986年

(118) 小泉・前掲注（1）162－163頁。

(119) 1946年憲法1条は次のとおり。「フランスは、不可分の、ライックな、民主的かつ社会的な共和国である」。

(120) 小泉・前掲注（1）19－32頁。

(121) Philippe Ségur, *Le principe de laïcité, Annales de l'Université de sciences sociales de Toulouse*, 1996. pp.117 et suiv.

9月30日の法律は、国営テレビ・ラジオにおける宗教放送を可能にした。⁽¹²³⁾ さらに、1987年7月23日の法律は、宗教社団に対する税制上の優遇を定めた。⁽¹²⁴⁾

これら諸法律は政教分離法を改正するものではなかった。だが、それらは政教分離法とは明らかに異なる性格を持った。この点は、とくに1987年法に対して「税のライセンスの終わり」として嘆く論者もいた事実からもうかがうことができる。⁽¹²⁵⁾

(5) 政教分離法の今日

(a)政教分離法の存続 政教分離法は、制定からほぼ1世紀になる現在まで存続している。だが、政教分離法には、2章、3章および6章を中心に今日では全く意味を有しない規定が多い。というのも、政教分離法には、旧公認宗教の教会財産を管理した公法人から宗教社団に教会財産を移転することなど、政教分離に伴う経過措置に関する規定が多いためである。しかしながら、同法の規定のおよそ半数を占める「原則」(1章)、宗教社団(4章)および宗教的行為規制(5章)に関する諸規定は、今日も規範的意味を保ち続けている。とりわけ政教分離法の「原則」の2カ条は特に重要な意味を持ち続けている。

(b)直面する状況 だが今日、政教分離法は同法が予想しなかった状況に直面している。ここではその2つを指摘したい。

その1つは、フランスの宗教事情が、今日、政教分離法制定時とは大いに

(122) 参照、中村睦男「フランス一九五九年私学助成法の制定」北大法学論集31巻3・4号(1981)163頁以下。憲法院は1977年11月23日判決において実質的にドブレ法を合憲と判断した。Décision n°77-87 DC, 23 novembre 1977, *Recueil des décisions du Conseil constitutionnel*, p.42. フランス憲法判例研究会『フランスの憲法判例』(信山社, 2002年)147頁。

(123) 参照、小泉・前掲注(1)94頁。

(124) 参照、小泉・前掲注(1)350頁。

(125) Olivier Schrameck et Xavier Delcros, *La fin de la laïcité fiscale*, *Actualité juridique droit administratif*, 1988, p.267.

論 説

異なることである。それは特にイスラム教徒が増えたことである。ところが、政教分離法は旧公認宗教以外の宗教をほとんど考慮していない。それは、政教分離法の立法者がコンコルダ制度の下にあった旧公認宗教と国を分離することのみに関心を持っていたためである。そのため、信者数からみて貧弱すぎるイスラム礼拝所の建設に対する補助等に関して、政教分離法では対応できない状況が起きている。⁽¹²⁶⁾

他の1つは、ヨーロッパ人権条約である。第二次世界大戦後、ヨーロッパ人権条約が制定されて以来、それを適用するヨーロッパ人権裁判所の判例がフランス国内にますます大きな影響を与えてきた。それは、宗教的自由を詳細に規定するがライシテを含まない同条約9条についても同じである。このため、ヨーロッパ人権裁判所判例が各国の政教関係を尊重しているにもかかわらず、ライシテの原則の適用は、またその限りで政教分離法も、ヨーロッパ人権裁判所判例からの影響を受けている。⁽¹²⁷⁾⁽¹²⁸⁾

(c)見直し論議 こうした状況を背景に、一部で政教分離法の見直しが主張され、またそれが論議されている。1980年代には、カトリック教会の複数の司教が国家と教会の関係の再編や分離の条件の見直しなどを主張した。2002年9月には、フランス・プロテスタント連盟が宗教団体の財務に関する規定の改善を求めた。2003年1月には与野党の数人の幹部が礼拝への公的補助金禁止の見直しを唱えた。⁽¹²⁹⁾また、法律家による政教分離法改正の必要性の検討も以前から行われてきた。⁽¹³⁰⁾

(126) 小泉・前掲注(1) 162-163頁。

(127) 政教分離法がヨーロッパ人権条約から影響を受けることは、1958年憲法が法律に対する条約の優位を明示すること(55条参照)からみて当然だと言える。

(128) 小泉「ヨーロッパ人権条約とフランスの宗教的自由」甲南法学42巻1・2号(2001) 89頁以下。

(129) Maurice Barbier, *Laïcité : questions à propos d'une loi centenaire, Le débat*, n° 127, 2003, p.162.

(甲南法学'04) 45-1・2-52 (52)

だが、カトリック教会もごく最近では政教分離法見直しの主張をやめるなど、今日その見直しが一般の支持を受けているようには思われない。⁽¹³¹⁾ それより優勢な流れは、いわゆるイスラムのスカーフ（ヴェール）⁽¹³²⁾に関する論議に見られるように、新たな状況に対応するため、政教分離法を補足する立法措置を行おうとするものである。2003年から、そうした流れに沿うライシテに関する法制定の提案が続いた。⁽¹³³⁾そこで、ほぼ共通するテーマは、多様な信仰や信条を持つ市民が共存する共和国の原則としてのライシテの強化、とくに公立学校におけるライシテの再確認である。こうしたライシテの原点に立ち返るかのような提案の成果が、2004年3月15日の法律の制定である。この法律は、公立学校で生徒が「これ見よがしとなるように自己の宗教所属を表明する標章または衣服」（*signes ou tenue par lesquels les élèves manifestent ostensiblement une appartenance religieuse*）⁽¹³⁴⁾を着用することを禁止した。

このようにして、ときの政治の動きを反映する他の法律により、ある面で

(130) Faut-il modifier la loi de 1905?, *Les petites affiches*, n° 53, 1996.

(131) コンセイユ・デタの報告書も、政教分離法の見直しを行わずとも新しい事態に対応することができるとの見解を示した。Conseil d'Etat, *supra*, note 111, p.400.

(132) 以前は一般に「イスラムのスカーフ」(*foulard islamique*)と呼ばれたが、最近では「イスラムのヴェール」(*voile islamique*)と呼ぶ方が多くなっている。それは、公の場でのスカーフ着用が増えたこと、また、ムスリム女性が髪を覆うだけでなく、顔以外の体全体を覆うものを着用することが多くなってきたことを示すようである。なお、イスラムのスカーフに関する論議につき参照、小泉・前掲注(1) 201-210頁。

(133) Barbier, *supra*, note 129, pp.163-174; *Rapport fait au nom de la Mission d'information sur la question du port des signes religieux à l'école*, Assemblée nationale n° 1275, 2003; Commission présidée par Bernard Stasi, *Laïcité et République, rapport au Président de la République*, La documentation française, 2004.

(134) この法律の制定背景につき参照、小泉「仏・公立学校でスカーフを禁止」朝日新聞夕刊2004年4月10日。なおこの法律は、宗教的自由の侵害、宗教間の差

は憲法原則であるライシテが緩められたり、他面ではそれが強化されたりする現象がみられる。⁽¹³⁵⁾ そうしながらも、ライシテの原則の中核を示す政教分離法が、当面、フランスの政教関係を規律し続けていくことになるろう。

結び——政教分離法の性格

最後に、現時点から制定時に振り返るとともにそこから現在までの推移を考慮して、政教分離法に特有な性格を考えると、次の点を指摘できよう。

(1) 反教権主義の法律

政教分離法は、共和派政府によりカトリック教会に対し行われた反教権主義闘争の結果、制定された法律である。フランスの第二共和制から第三共和制の初めにかけて、カトリック教会が社会主義または共和派に対する防波堤と期待された。そのため当時カトリックが教育界を中心に公的領域で強い影響力を持たされていた。こうした状況を背景に、共和派が政権を掌握した1880年代から反教権主義的な非宗教化政策が進められ、その最後に政教分離法が制定された。しかもこの法律は、カトリック教会の影響力を公的領域から除去しようとした反教権主義的感情がもっとも激化したときに提案され、審議された。

実際、政教分離法の制定を求めた者のうちには、カトリック教会を衰退させるという意図をあからさまに表明した者もみられた。また、政教分離法は教会から見てきわめて乱暴で不当なやり方で制定された。法的にはヴァチカンとの条約の性格を持ったコンコルダをフランス政府からの一方的な破棄

別などの点で批判されている。Jacques Robert, *Cacophonie, Revue du droit public*, 2004, p. 309 et suiv.

(135) Cf., Jean Morange, *Le régime constitutionnel des cultes en France*, in *Le statut constitutionnel des cultes dans les pays de l'Union européenne*, Litec, 1995, p.130.

し、教会との交渉なしに政教分離を押しつけるような形での法律の制定だったのである。しかも、その法律の中には教会の組織の自由を十分に保障しないかのように見えるなど適切さを欠く規定（政教分離法8条）も含まれた。このため、カトリック教会は徹底的に政教分離法の抵抗し、その結果、教会は教会財産を喪失することになった。

このように政教分離法が共和国政府とカトリック教会という「2つのフランス」の間の激しい闘争のなかで制定されたのは、他国の政教分離にはないフランス固有の状況である。このような制定過程に照らせば、政教分離法が「乱暴な分離であり、単なる不信以上のもの、教会に対する真の敵意を示したもの⁽¹³⁶⁾」とみることは、無理なことではない。また、この観点から、フランスの政教分離を「非友好的分離⁽¹³⁷⁾」と性格づけるのも肯定できよう。

もっとも、政教分離法は反宗教的な分離を定めなかった。政教分離法制定に際しては確かに反宗教的雰囲気もあったが、政教分離法そのものは、国を宗教的に中立にするものであって、反宗教的な立場を採用したものではなかった。政教分離法制定の第1の功労者であるブリアンも、1906年11月に議会でこう述べた。「非宗教国家は、すべての宗教信仰に対して中立にとどまらなければならない。それは反宗教的ではない。それは反宗教的であってはならない。それは無宗教である⁽¹³⁸⁾」。

(2) 厳格な分離の法律

政教分離法は、激しい反教権主義闘争の文脈で制定されただけに、ラジカルな政教分離を定めた。事実、この法律は宗教の公認禁止と礼拝への公的補助の禁止を規定した（2条）。規定対象はかなり限定的であったが、ブリアンが述べたように、2条は「完全な分離」を実現する規定であった。この分

(136) ラトレイユ＝シグフリート・前掲注（3）119頁。

(137) 相沢久『現代国家における政治と宗教』（勁草書房,1966）200頁。

(138) Briand, *supra*, note 72, p.21.

論 説

離は、宗教領域への教会の封じ込め、その結果としての教権と俗権の分離および相互の自律を意味した。その趣旨は、宗教的自由の規定のほか（1条）、教会の組織の自律（4条）、教会の経済的な基盤となる私法人である宗教社団の制度（4条、18条-24条）⁽¹³⁹⁾、礼拝用建物における政治集会の禁止（26条）、公共の場における宗教的象徴物の禁止（28条）などの諸規定において現れていた。

このような分離は、先に引用した発言に続いてブリアンが次のように述べていたことからもうかがえる。「非宗教国家は、その安全とその優位を確保するために、必然的に反教権的である。というのは、教会が宗教領域から出て政治の場に介入し、国家の優位性を危うくするのを阻止する権限が国家に属するからである。だが、教会が自らの領域にとどまり、信者が礼拝という形式でその宗教感情を表出することに満足するならば、国家はこの聖なる領域の前でとどまらなければならない」⁽¹⁴⁰⁾。

ところが、政教分離法は、主として国公有の礼拝用建物の制度を介して、政教分離を緩やかにするように改正され、またそのように適用された。だが、ブリアンは、当初、建物の点でも完全な分離を考えていた。彼は、政教分離法の立案時には、分離の経過措置後にすべての礼拝用建物を教会が所有する状態を生み出すことにより、建物に関して教会と行政とのつながりを完全に切断することを考えていた。

以上に述べたように、政教分離法は少なくとも立法者の意図において厳格な分離の法律であった。もっとも今日ではライシテの原則はかなり柔軟に理解される傾向があるが、これも厳格な分離を経たのちにライシテの原則が展開したものであることに注意すべきである。

(139) しかも宗教社団の目的は礼拝を行うことに限定され（4条）、宗教社団が宗教的行為以外の事業を行えない。この点はわが国の宗教法人とは異なる。

(140) Briand, *supra*, note 72, pp. 21-22.

(3) 自由主義の法律

政教分離法は反教権主義の法律ではあるが、教会と信者の自由を保障する自由主義の法律でもある。この点をもっとも明確にするのは、法律の冒頭に宗教的自由の保障が規定されたことである。ブリアンは、法案起草と法案審議の段階から、政教分離法が教会の礼拝の自由と組織の自由の保障を重視し、カトリック教会の弱体化を願った強硬な反教権派と対立した。ときには強硬な反教権派の主張が法律に入れられることがあったが、政教分離法はおおむねブリアンの考えたどおりの自由主義的な内容となった。

次いで、政教分離法は、ブリアンが勧めたとおり、コンセイユ・デタによりリベラルに適用された。コンセイユ・デタは、政教分離法が適用される事件で礼拝の自由や教会の自律を尊重する判例を確立していったのである。もっとも、政教分離法は、政教分離を拒否するカトリック教会から予想外に激しい抵抗を招いたため、その実施は共和国とカトリック教会との間に極度の緊張を生んだ。これに対し、政府は政教分離法の実施を断固として継続しながらも、カトリック教会に譲歩して政教分離法を緩和する法律も制定させた。

以上の経緯からカトリック教会も政教分離法の自由主義的な内容とそのリベラルな適用を知り、やがて政教分離法を承認するようになった。他方で、社会の反教権主義的感情も収まった。こうして、自由主義の法律である政教分離法が自由主義的に適用されることにより、フランスで長く続いていた政教間の抗争が鎮静化した。この点において、政教分離法は、第一次世界大戦後に国際的緊張緩和に尽力しノーベル平和賞を受賞することになったブリアンらしい彼の最初の功績であった。

その後、友好的な政教関係の下で、政教分離法は、とくに前述の礼拝用建物の制度を介するなどして、宗教的中立性を保ちながらも宗教的自由の保障をますます強化するように、その反面、反教権主義的な意味でのライシテを

論 説

緩めるように改正された。また政教分離法とは別個にそうした方向で新しい法律も制定された。こうした展開に着目すれば、フランスの政教分離が「非友好的分離」だとは言えそうもない。

(4) ライシテと宗教的自由に関する一般法としての法律

反教権主義闘争の成果である政教分離法は、当然、制定時の歴史的な文脈に大きく枠づけられている。そのうえ、政教分離法には旧公認宗教を前提として政教分離に伴う経過措置を定めた規定が多かったため、その多くの規定はたいした規範的意味を持たなくなった。この意味で政教分離法は歴史的な法律というほかない。また、ライシテの原則が、第四共和制憲法以降きわめて簡単ではあるが憲法において規定された。さらに、宗教的自由の保障に関してヨーロッパ人権条約9条が重要な意味を持つようにもなった。そのうえに、今日では、政教分離法とは別に制定されたライシテと宗教的自由に関わる法律規定も少なくない。

しかし政教分離法は、今日でも、政教分離の原則に関する法、宗教団体法——この面ではわが国の宗教法人法に相当する——および宗教的行為規制法として効力を保っている。とくに政教分離法の「原則」(1章)の2カ条は、ライシテと宗教的自由に関する一般法として重要な意味を持っている。実際、憲法におけるライシテの原則の意味も、政教分離法の規定を参照して理解される傾向がある。こうして、政教分離法はこの領域での一般法としての法律であり続けているのである。

いずれにしても、ライシテの原則は共和国の基本原則としてすっかり定着した。社会の世俗化と相まって、ライシテはフランスの1つの文化または基本的価値となったとさえ見える。そして、政教分離法はライシテの原則に関する基本的な法律としての性格を保っている。とはいえ、フランスでは政教分離法が想定していなかった新たな状況が生まれている。さらに、それを背景に政教分離法の見直しも主張されることもある。それでもなお、政教分離

法は、今後も、ライシテと宗教的自由に関する一般法としての性格を持ち続けようである。というのも、この領域での訴訟の数は政教分離法制定時と比べると格段に少ないばかりか、政教分離法の見直しを迫る声は強くないからである。むしろライシテの強化の方向に進む動きすらも見られるのである。